

平成 30 年度 第 10 回中区協議会

会議資料

【協議事項】

- ア 浜松市市民協働を進めるための基本方針（案）のパブリック・コメント実施について
- イ 平成 31 年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について

【報告事項】

- ア 平成 31 年度中区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について
- イ 附属機関の委員の任期について

平成 31 年 2 月 27 日開催

中区協議会

協議一ア

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件名	浜松市市民協働を進めるための基本指針（案）のパブリック・コメント実施について
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市市民活動基本指針は、「市民と行政との協働によるまちづくり」を目的として、平成14年2月に策定された。 <p>○現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働の姿は時代とともに変化しており、市民と企業、NPOと自治会、NPOと企業などの様々な協働の姿がある。今後こうした協働が期待される。 ・ 多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすことにより、様々な協働の形によるまちづくりを含めた、多様な主体によるまちづくりを実現していく必要がある。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属機関である浜松市市民協働推進委員会から平成27年に指針改訂の提言を受け、同委員会において審議を重ね、案を策定した。 ・ パブリック・コメントを実施し、平成31年7月施行を予定している。
対象の区協議会	全区協議会
内 容	<p>○指針の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針のあり方を「市民と行政との協働」から「多様な主体による協働」に変更し、多様な主体によるまちづくりの実現を目指すものとする。 ・ 基本的な考え方として3つの柱を定めて取組みの道筋を示す。市民、市民活動団体、事業者、市という4つの主体について将来像を示す。 ・ 多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、多様な主体によるまちづくりの実現に繋げていく。 <p>○案の公表及び意見募集期間</p> <p>平成31年2月15日（金）から平成31年3月29日（金）まで</p> <p>○案の公表先</p> <p>市民協働・地域政策課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布 市ホームページ（https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）</p> <p>○市の考え方の公表時期（予定）</p> <p>平成31年6月</p>
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	施行時期（予定）：平成31年7月
担当課	市民協働・地域政策課

浜松市市民協働を進めるための基本指針(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聞きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市市民協働を進めるための基本指針」とは

平成14年2月に策定した「浜松市市民活動基本指針」を改訂し、多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、「多様な主体によるまちづくりの実現」に繋げていくためのものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

平成31年2月15日（金）～平成31年3月29日（金）

3. 案の公表先

市民協働・地域政策課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	市民協働・地域政策課（市役所本館3階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 市民協働・地域政策課あて
③電子メール	shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2750（市民協働・地域政策課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、平成31年6月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部 市民協働・地域政策課 TEL：053-457-2094

電子メール：shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市市民協働を進めるための基本指針（案）

1 基本指針の概要	P 2～P 4
2 都市の将来像	P 5
3 基本的な考え方	P 6～P 9
4 各主体の将来像	P 10～P 12
5 参考資料	P 13～P 33

●意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市市民協働を進めるための基本指針（案）
趣旨・目的	平成 14 年 2 月に策定した「浜松市市民活動基本指針」を改訂し、多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、「多様な主体によるまちづくりの実現」に繋げていくためのものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<p>浜松市市民活動基本指針は、「市民と行政との協働によるまちづくり」を目的として、平成 14 年 2 月に策定されました。</p> <p>協働の姿は時代とともに変化し、市民と企業、NPO と自治会、NPO と企業などの様々な協働の姿があり、こうした協働が期待されます。</p> <p>附属機関である浜松市市民協働推進委員会から、平成 27 年に指針改訂の提言を受けています。</p>
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<p>指針は全面改訂とし、指針のあり方を「市民と行政との協働」から「多様な主体による協働」に変更し、多様な主体によるまちづくりの実現を目指すものとします。</p> <p>基本的な考え方として 3 つの柱を定めて取組みの道筋を示します。</p> <p>市民、市民活動団体、事業者、市という 4 つの主体について将来像を示します。</p>
案のポイント（見直し事項など）	<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 広げる — まちづくりへの関心を高める — (2) 深める — まちづくりの担い手として行動する — (3) 繋がる — 市民協働でまちづくりの主役になる — <p>各主体の将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民 <ul style="list-style-type: none"> 子供から大人まで、全ての市民が浜松を創造し、地域や社会の一翼を担う主体として自分にできる行動をしている (2) 市民活動団体 <ul style="list-style-type: none"> 困りごとを解決するためのリーダーとして、想いを持って多様な主体と協働しながら、持続可能な活動を展開している (3) 事業者 <ul style="list-style-type: none"> 本業と地域や社会への貢献の両方を通じて企業価値を高め、社会に欠かせない存在として活躍している (4) 市 <ul style="list-style-type: none"> 市民、市民活動団体、事業者を適切に支援し、多様な主体のマッチングを実現するコーディネーターとして機能している
関係法令・上位計画など	<p>浜松市総合計画「浜松市未来ビジョン」</p> <p>浜松市市民協働推進条例</p>
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<p>平成 31 年 2 月～3 月 案の公表、意見募集</p> <p>平成 31 年 6 月 パブリックコメント結果及び市の考え方公表</p> <p>平成 31 年 7 月 指針の施行</p>

(案)

浜松市市民協働を進めるための 基本指針

— 多様な主体によるまちづくりを実現するために —



©浜松市

出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん

年 月



はじめに

浜松市では、浜松市未来ビジョンにおいて、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」という都市の将来像を掲げています。浜松市市民協働推進条例においては、市民、市民活動団体、事業者、市の4つの主体を挙げ、その役割と責任を明らかにするとともに、市民協働を推進するために必要な措置を定めています。

こうした中で、平成27年に、学識経験者、知識経験者、市民活動団体関係者、事業者、公募委員により構成される浜松市市民協働推進委員会（第6次）から「浜松市市民活動基本指針」を社会情勢の変化を踏まえて見直すべきとの意見が示されました。第7～第8次市民協働推進委員会では、各主体が未来において、どのような姿であってほしいか、そのために何をする必要があるのか、議論を重ねてきました。また、市民の意見を取り入れるため、平成30年8月にタウン・ミーティングを実施しています。このような過程を経て、市民に分かりやすく市民協働の未来を示すものとして指針を改訂し、この「浜松市 市民協働を進めるための基本指針」としました。

本指針では、「基本的な考え方」として、各主体が協働して取り組んでいく3つの柱を定めました。また、基本的な考え方によって実現していく各主体の将来像を描いています。

本指針が、それぞれの立場で市民協働について考え、一歩を踏み出すきっかけになれば幸いです。

目 次

1	基本指針の概要	2
	(1) 指針の目的	
	(2) まちづくり・市民協働とは	
2	都市の将来像	5
3	基本的な考え方	6
	(1) 広げる — まちづくりへの関心を高める —	
	(2) 深める — まちづくりの担い手として行動する —	
	(3) 繋がる — 市民協働でまちづくりの主役になる —	
4	各主体の将来像	10
	(1) 市民	
	(2) 市民活動団体	
	(3) 事業者	
	(4) 市	
	(5) 概要図	
5	参考資料	13
	(1) 現状分析（各主体の状況）	
	(2) タウン・ミーティングの実施	
	(3) 広聴モニターアンケートの実施	
	(4) NPO 法人へのアンケートの実施	

1 基本指針の概要

(1) 指針の目的

前指針の目的

浜松市は平成14年に「浜松市市民活動基本指針」を策定しました。

戦後の高度経済成長の過程で、「まちづくりは行政が担うもの」という意識が、市民・行政の双方にあり、多様化する市民ニーズに対して、行政サービスが肥大化する傾向がありました。

一方で、阪神・淡路大震災（平成7年1月）を契機に、ボランティアや市民活動の重要性が広く社会に認知され、多くの市民が意欲的にボランティア活動に取り組むようになりました。

こうしたことから、市民と行政が良きパートナーとなり、行政主導のまちづくりから、市民と行政の協働によるまちづくりへの転換を図り、安心で暮らしやすいまちづくり、真に豊かな地域づくりを目指すため、指針を策定しました。

前指針を受けて

前指針は、市民と行政がそれぞれの特性を生かして、「協働によるまちづくり」を進めていくための市民と行政の連携や、市が行う必要がある環境整備を示すものでした。

現在、「まちづくりは行政が担うもの」という意識は残っていますが、浜松市では、平成15年に浜松市市民協働推進条例を制定し、市民協働の基本理念を示し、市民協働を推進するための必要な措置を定め、多様な主体による地域社会を築くことを目標としました。指定管理者制度導入などにより、市民活動団体などがまちづくりに関わる機会を提供し、附属機関の委員公募やパブリック・コメントの導入、広聴会の開催などにより、市民が市政に参画する機会を増やしています。

また、浜松市市民協働推進条例の中には、市民協働の推進に関する事項を調査審議するための附属機関として市民協働推進委員会を設置すること、市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するために市民協働推進基金を設置することなどが規定されました。

平成 22 年には市民協働センターを開設し、市民協働を推進するための拠点としています。

平成 24 年には特定非営利活動促進法が改正され、浜松市は所轄庁として NPO 法人の手続きを所管しています。

さらには、市民の身近な施設で協働による地域づくりを推進するため、平成 24 年に当時の地域自治センターを協働センターに再編するとともに、平成 25 年には公民館に地域づくりの機能を新たに付加し、協働センターへと移行しました。また、協働センターや区役所にコミュニティ担当職員を配置し、地域活動やコミュニティづくりの相談対応、支援などを通じて、協働によるまちづくりを推進しています。

見直しの背景

平成 14 年に指針が制定されてから 15 年以上が経過し、社会は大きく変化しています。浜松市は平成 17 年に 12 市町村が合併し、中山間地域などの豊かな自然環境を持つ地域と都市部が共存する都市となり、平成 19 年度には政令指定都市に移行しました。

また、人口減少・高齢化の加速は、新たな社会的課題となり、市民活動の担い手の高齢化や、慢性的な担い手不足といった状況を生んでいます。一方で、行政が関わらない協働の形が、様々な場面で見られるようになっています。

市民協働の主体の状況も変化しています。平成 30 年 7 月に浜松市が実施した広聴モニターアンケートによると、市民のコミュニティ活動やボランティア活動への興味・関心が高いことがわかり、将来の担い手となり得る潜在的な人材が多いと考えられます。自治会は、市の行政運営における協働の最大のパートナーとして、行政連絡文書の配布や防犯灯の設置、環境美化活動など、公共性、公益性のある活動を行っています。NPO 法人は、特定非営利活動促進法の施行（平成 10 年 12 月）から 20 年で数を増やし社会的認知が進みました。事業者は、CSR（企業の社会的責任）に配慮した活動や CSV（共通価値の創造）を取り組んでいます。市は、民間活力の導入により事業者等と連携し、資金、資産、ノウハウを活用した公共サービスの提供や施設整備を進めています。

こうした中で、「協働によるまちづくり」を効果的に進めるため、新たな担い手の発見、現在の担い手の規模拡大、多様な主体がその特徴を活かして連携し取り組むことが求められており、その方向性を示す必要があります。

本指針の目的　－ 多様な主体によるまちづくりの実現のために －

本指針は、現在の社会情勢や今後の動向を踏まえ、市民協働の未来を示すものです。

担い手を増やし、多様な主体が相互理解を深めることで、連携が多様化、活発化すると考え、各主体の特徴や役割、責任を示します。

これにより、多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、多様な主体によるまちづくりの実現に繋げていきます。

(2) まちづくり・市民協働とは

「まちづくり」とは

本指針では、「まちづくり」を次のように定義します。

地域内の多様な主体が連携・協力して（ときには外部の協力を得て）、地域の中にある様々な資源を活用しながら、まちの活力や魅力、そこに住む住民の生活の質の向上に資する様々な活動（防災・防犯・交通安全・福祉・子育て・教育・環境・緑化・就労・観光・にぎわい創出など）を行うことである。

「市民協働」とは

浜松市市民協働推進条例では、「市民協働」を次のように定義しています。

市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの相違を認識し、市民が望むまちづくりを目指して、多角的及び多元的に取り組むことをいう。

「市民協働によるまちづくり」とは

以上から、「市民協働によるまちづくり」を次のように表します。

豊かな特性を持った市民、市民活動団体、事業者及び市の各主体が、互いを理解し、信頼し、想いを共有し、対等な立場で手を取り合いながら、市民一人ひとりが幸せに暮らせる浜松市にするために主体的に取り組んでいくことである。

2 都市の将来像

平成 26 年 12 月に策定した浜松市未来ビジョンでは、1 世代 (=30 年) 先を未来の理想の姿として、都市の将来像を定めています。

私たちは、長期的な展望に立って、課題を認識した上で、希望に満ちた未来を創造します。

都市の将来像

市民協働で築く

『未来へかがやく創造都市・浜松』

— 小さな歯車が重なって大きな ‘こと’ を動かす 【市民協働】 —

浜松を創造する人財は、老若男女すべての市民です。日々の生活を送る上で、対等な立場で支え合い、市民主体によるまちづくりを進めています。また、企業は、地域社会における責任を理解し、社会貢献活動に取り組み、NPO 法人をはじめとした市民活動団体も、経済的に自立して活動しています。こうした多様な市民協働の担い手は、お互いに顔を合わせ、時には活発な意見交換を行い、時には笑い合いながら信頼関係を強めています。

(浜松市未来ビジョンより)

3 基本的な考え方

私たちは、浜松市未来ビジョンが掲げる都市の将来像を実現するために、基本的な考え方として3つの柱を定めます。

私たちは、この3つの柱に基づき、豊かで活力ある多様な主体による地域社会を築くため、協力連携していきます。

(1) 広げる

－ まちづくりへの関心を高める －

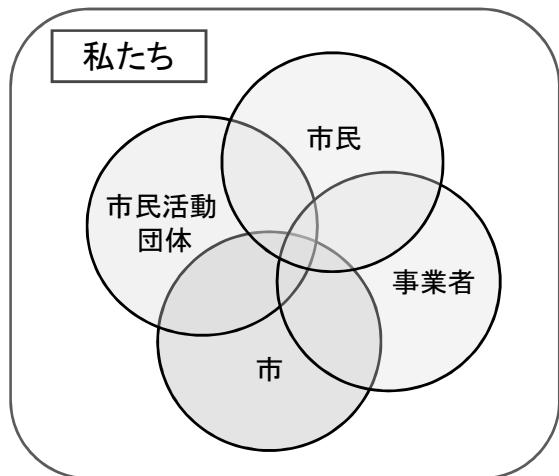
(2) 深める

－ まちづくりの担い手として行動する －

(3) 繋がる

－ 市民協働でまちづくりの主役になる －

本指針では、市民、市民活動団体、事業者、市の全ての主体を指して「私たち」とします。



※ 円の重なりは、各主体が協働していく姿を示すものです

(1) 広げる

- まちづくりへの関心を高める -

私たちは、潜在的なまちづくりの担い手が行動を起こすようにしていくために、市民協働の意識を“広げる”ことを目指します。

多様な市民・団体が存在する浜松市では、まちづくりに携わっていなくとも、将来その担い手となり得る潜在的な人材が豊富です。そこで、私たちは、潜在的な担い手のまちづくりへの関心を高め、世代や事情に応じて、多彩な形でまちづくりに参加できる仕組みを整えることで、市民協働の意識を広げていきます。

まちづくりに関わっていく意識を育てます

私たちは、潜在的な担い手に向けて、自らの活動の意義や解決を目指す社会的課題をわかりやすく情報提供し、想いの共有に繋げていきます。潜在的な担い手が、自らがまちづくりに関わることで、課題の解決に貢献し、より良い社会に繋がるというイメージを持てるように働きかけ、自分たちのまちを自分でつくるという当事者意識を育てていきます。

まちづくりに参加しやすい仕組みを整えます

私たちは、潜在的な担い手が活動への関わりを身近に感じられるように、活動への多様な関わり方を積極的に発信します。ボランティア参加や寄附等をきっかけとして活動への関心を高め、誰もがまちづくりに参加しやすい環境をつくります。

また、適応性、専門性の高い人材を育成するとともに、まちづくりに関わる活動が、働き手にとって魅力ある就労先となる環境をつくります。

(2) 深める

- まちづくりの担い手として行動する -

私たちは、まちづくりの担い手としての当事者意識や活動を“深める”ことを目指します。協働してまちづくりに取り組むときに、相手や社会から信頼される存在であることが大切です。そのために、意識の面でも行動の面でも、自立した責任ある活動をしていきます。

誰からも信頼される存在になります

私たちは、それぞれの役割と責務を理解し、対等性、自主性、主体性を尊重し、公正性や透明性を確保しながら活動します。また、協働相手や協力者等の関係者と情報を共有します。社会における役割を理解し、社会に対して正しく、かつわかりやすく情報発信することで社会における信頼性を高めます。

こうした取り組みにより、私たちは、誰からも信頼される存在になります。

自立した活動を展開します

私たちは、社会的課題や地域的課題を解決するため、新しい仕組みや手法を生み出す環境づくりを進め、社会における新しい価値を創造し、人々の幸せな暮らしのために必要な活動に取り組みます。

持続可能な活動をしていくために、自らの活動の社会的価値を追求し、自分たちの考えや取り組みを提案しながら、人材や活動資金を確保し活動します。

(3) 繋がる

— 市民協働でまちづくりの主役になる —

私たちは、協働によって効果的なまちづくりを進めるため、各主体が“繋がる”ことを目指します。

「小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす」ために、お互いを補い、支え合うことに加え、明確な目標を共有し、良好な信頼関係を築きながら協働します。

相互支援機能を高めます

私たちは、まちづくりを進めるにあたり、相互に支援し合う機能を高めます。活動を通じて得たノウハウや情報を適切に共有し合い、お互いの強みを活かした支援をしていきます。さらに、活動の質を高めていくために、人材面や資金面で支援し合います。

様々な世代の人たちがまちづくりに関わり、世代を超えて想いを共有し、支え合います。

市民協働によって、まちづくりの主役になります

私たちは、多様で質の高い協働により、まちづくりの主役になります。繋がる場をそれぞれが工夫しつくることで、多様な協働を生み出します。また、良好な信頼関係と情報共有により、高い創造性を持つ質の高い協働を生み出します。

お互いが繋がることで市民協働を実践し、積極的に社会的課題の解決に取り組むことにより、まちづくりの主役になります。

4 各主体の将来像

(1) 市民 当事者意識を持って地域や社会をつくる

子供から大人まで、全ての市民が浜松を創造し、地域や社会の一翼を担う主体として自分にできる行動をしている

- 子供たちが、家庭、地域、企業、学校の連携した支援を受けて、社会貢献の意欲を高めている
- 若い世代が、市民活動の意義や知恵を地域の先輩から受け継いでいる
- いくつになっても、ボランティア活動などの社会貢献活動に携わり、いきいきと活動している
- よりよいまちづくりを行うために、自分の意見を述べ、提案する力を持っている

(2) 市民活動団体 高い信頼性を持ち市民協働をリードする

困りごとを解決するためのリーダーとして、想いを持って多様な主体と協働しながら、持続可能な活動を展開している

- 誠実に説明責任を果たし、高い信頼性のもと市民参画の場をつくっている
- 中間支援組織の充実により、市民活動団体を育てる体制が実現している
- 地域コミュニティ活動を通して、地域の活性化が図られている
- 様々な個人・団体から人材や資金を獲得しながら、自立して活動している

(3) 事業者 事業活動と社会貢献で社会にアプローチする

本業と地域や社会への貢献の両方を通じて企業価値を高め、
社会に欠かせない存在として活躍している

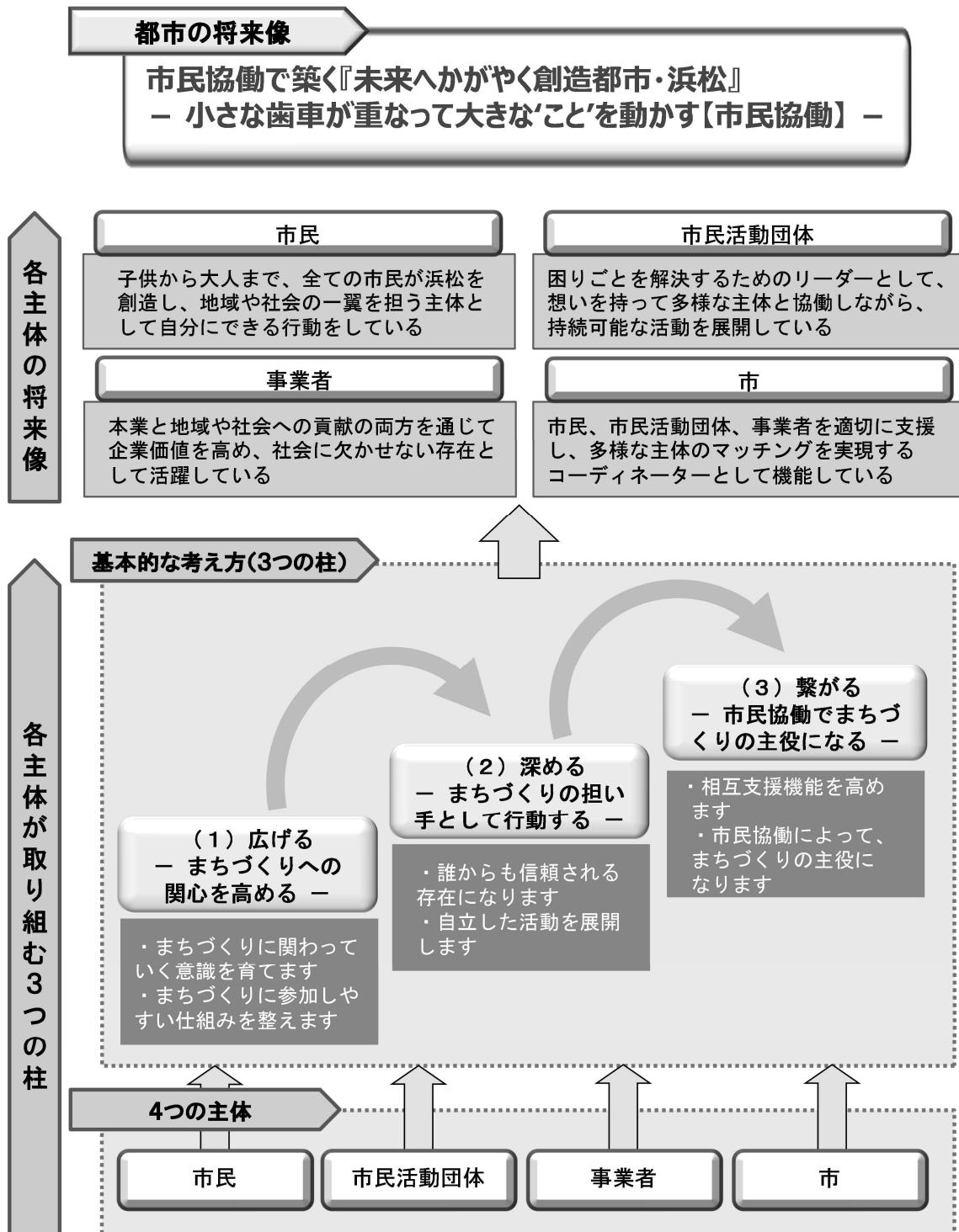
- 事業活動が発展的に展開されており、安定した雇用を通じて地域や社会に貢献している
- 地域や社会における課題や責任を理解し、持続可能なまちづくりに取り組んでいる
- 市民や市民活動団体が行う多様な活動に共感し、それぞれに合った手法（地域のプロジェクトへの参加や寄附等）で協働している
- 従業員が地域貢献やボランティア活動に携わり、やりがいや充実感を感じながら働いている

(4) 市 多様な主体が市民協働に参画する環境を整える

市民、市民活動団体、事業者を適切に支援し、多様な主体の
マッチングを実現するコーディネーターとして機能している

- きめ細かな情報を提供し、多様な主体と開かれた自由な議論ができる
- 多様な主体が十分に活用できる協働するための場を提供している
- 適応性と専門性の高い職員により、多様な主体を把握し、その活動や意向を尊重しながら、協働を推進している
- 協働センター等を拠点として、コミュニティ担当職員が積極的にコミュニティ組織を支援し、コミュニティ組織と協働している

(5) 概要図



5 参考資料

(1) 現状分析（各主体の状況）

浜松市市民協働推進条例では、まちづくりの主体として、市民、市民活動団体、事業者、市の4つを規定しています。これらの主体は完全に独立しているのではなく、重なり合ったり、個人が複数の立場で活動したりしています。

市民協働により、多様な主体によるまちづくりを進めるために、浜松市市民協働推進委員会で議論を重ね、各主体の状況、強みや弱みについて考えました。

市民

定義	浜松市に関わる個人
状況	<ul style="list-style-type: none">◆ 社会を構成する最小単位の存在である◆ 公共サービスの受益者である一方、まちづくりに関わることで、公共サービスの提供者にもなる◆ 自己実現や生きがいの場づくりの価値が増大している◆ プロボノや副業が注目されている◆ 潜在的なまちづくりの担い手としての期待が高い
強み	<ul style="list-style-type: none">◆ 多様な個性、興味、能力を持つ◆ 社会的課題を発見しやすい◆ 個人の状況に応じた活動ができる◆ 仲間と集団をつくることができる◆ 自分の知識や経験を活かして行動できる◆ フットワークが軽い◆ 発想力が豊かである◆ 年齢層が幅広い◆ やらまいか精神を持つ
弱み	<ul style="list-style-type: none">◆ 個人での能力に限界がある◆ 社会的活動への参加方法がわからない◆ 情報発信や社会に訴える行動力が乏しい◆ 活動資金の確保が困難で、活動の活発化や継続につながらない◆ 活動時間が確保しにくく、モチベーションが維持できない◆ 信頼性を得ることが難しい

市民活動団体

定義

市民活動を行うことを主たる目的とする団体であって継続性を持つ
※事業型市民活動団体を含む

状況

- ◆ 様々な種類の団体が存在

地縁（ちえん）団体

- ◆ 地域に根ざした活動を行う団体（自治会等）
- ◆ 東日本大震災等で地域コミュニティの重要性が再認識される
- ◆ 公共サービスの担い手として活動している

志縁（しえん）団体

- ◆ 社会的なテーマ性により活動する団体（NPO法人、社団法人等）
- ◆ NPO法人の解散や認証取消の増加
- ◆ NPO法人の事業規模の増加 ・一般社団（財団）法人の増加

強み

- ◆ 社会への高い関心と専門性を持つ
- ◆ 公平性に囚われない柔軟なサービスを提供できる
- ◆ 社会をイノベーションする可能性を持つ
- ◆ 団体での行動力を持つ ◆ 実践に基づく知識やノウハウを持つ
- ◆ 見えにくい社会的課題を発見し取り組む

地縁団体

- ◆ 地域住民が活動に関わりやすい ◆ 幅広い年齢層で構成される
- ◆ 自治会は地域内にネットワークを持ち、市民の加入率が高い

志縁団体

- ◆ 同じテーマを持って活動する他の団体と繋がりやすい

弱み

- ◆ 慈善活動のイメージが払しょくできていない

地縁団体

- ◆ 活動が固定化しやすい
- ◆ 地域住民の価値観や生活環境の多様化による、新しい社会的課題への対応が求められる

志縁団体

- ◆ 市民を巻き込む力が不足している ◆ 資金の確保が難しい
- ◆ 働き手や担い手の確保が進まない ◆ 市民との接点が少ない
- ◆ 資金や責任における自立が進まない団体がいる
- ◆ 特に法人格のない団体において、信頼性を得ることが難しい
- ◆ 社会的価値の創造への関心が減少している

事業者

定義	主として営利を目的とする事業を行う（法人又は個人事業主）
状況	<ul style="list-style-type: none">◆ 消費者に商品やサービスを提供している◆ 労働者を雇用し給料を払い、社会を循環させている◆ 株主・顧客・消費者・従業員・取引先・行政機関・地域や社会など、様々なステークホルダー（利害関係者）と対話しながら活動している◆ 市民活動団体と共に社会的課題の解決に取り組んだり、ソーシャルビジネスを開拓したりする事業者も存在する◆ 従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮した経営が進んでいる
強み	<ul style="list-style-type: none">◆ 資金と人材を保有し、活動のスケール力がある◆ 経営に関する専門性が高く、ビジネスのノウハウを保有している◆ 関係機関とのネットワークを保有している◆ 市場を利用して社会をイノベーションする可能性を持つ
弱み	<ul style="list-style-type: none">◆ 常に社会からの要求への対応が求められる◆ 従業員や株主へのCSR活動の意義の共有が進みにくい◆ まちづくりへの関わり方のノウハウがない事業者も存在する◆ 社会的課題の解決に対する意識の向上が進みにくい



©浜松市

出世大名 家康くん

市

定義	地方公共団体としての浜松市を指す
状況	<ul style="list-style-type: none">◆ 住民の福祉の推進を図るために、様々な行政サービスを提供する◆ 議会を通して市民の付託を受けることで、業務に正当性を持つ◆ 対価性のない分野への対応や人権保護について役割を担っている◆ 市民協働センターの事業等により、多様な主体への支援や多様な主体との協働をしている◆ 協働センター等において、コミュニティ組織への支援やコミュニティ組織との協働をしている◆ 協働に関わる多様な主体が連携し、協働による質の高い市民サービスの提供を進めている
強み	<ul style="list-style-type: none">◆ 公平性、平等性を持ち、信頼性が高い◆ 幅広いネットワークや多くの情報を保有している◆ 資金、施設、人材を保有している◆ 市民への情報発信力を持つ◆ 社会的課題を制度化できる
弱み	<ul style="list-style-type: none">◆ 公平性を重視するため、個別のニーズに柔軟に対応しにくい◆ 制度化までに一定の期間を要する◆ 担当部署を超えた連携が不十分である◆ 市の強みを最大限活かしきれていない



©浜松市

出世法師 直虎ちゃん

(2) タウン・ミーティングの実施

指針改訂にあたり、広く市民から意見を聞くため、タウン・ミーティングを開催しました。タウン・ミーティングの場でいただいたご意見を指針に反映しています。

- 開催日時 平成 30 年 8 月 4 日（土）14：00～16：00
- 開催場所 浜北区役所 3 階 第 2 会議室
- 参加人数 36 名



(3) 広聴モニターアンケートの実施

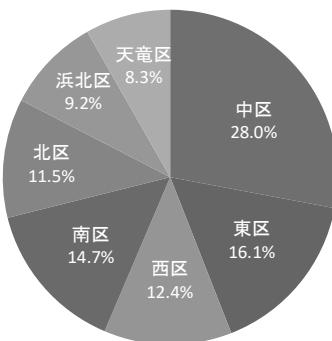
平成30年7月に広聴モニターアンケートとして、市内の広聴モニターを対象に「協働によるまちづくり」に関するアンケートを行いました。この結果は、指針改訂にあたり参考資料としています。

アンケート実施概要

- (1) 地域 浜松市内
- (2) 対象 広聴モニター244人
- (3) 方法 質問紙郵送法及びインターネット回答
- (4) 期間 平成30年7月10日～7月24日

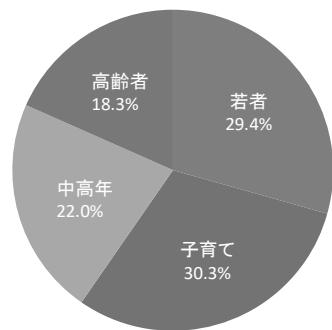
回収状況、有効回収率 218人(89.3%)

■回答者の居住区 (N=218)



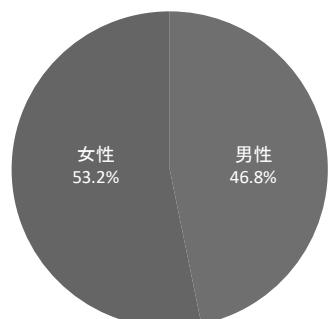
居住区	人数	割合
中区	61人	28.0%
東区	35人	16.1%
西区	27人	12.4%
南区	32人	14.7%
北区	25人	11.5%
浜北区	20人	9.2%
天竜区	18人	8.3%

■回答者の世代 (N=218)



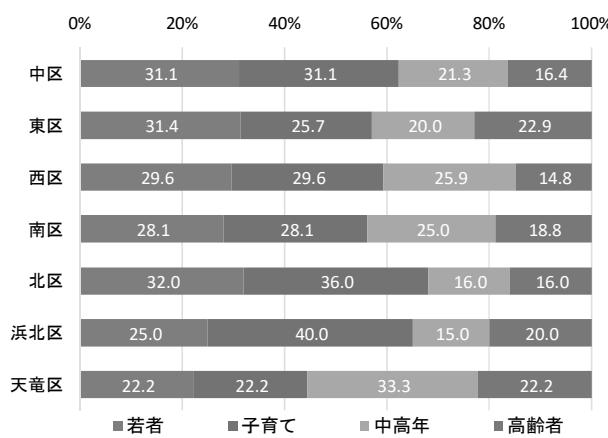
世代	年齢	人数	割合
若者	18歳～34歳	64人	29.4%
子育て	35歳～49歳	66人	30.3%
中高年	50歳～64歳	48人	22.0%
高齢者	65歳～79歳	40人	18.3%

■回答者の性別 (N=218)



性別	人数	割合
男性	102人	46.8%
女性	116人	53.2%

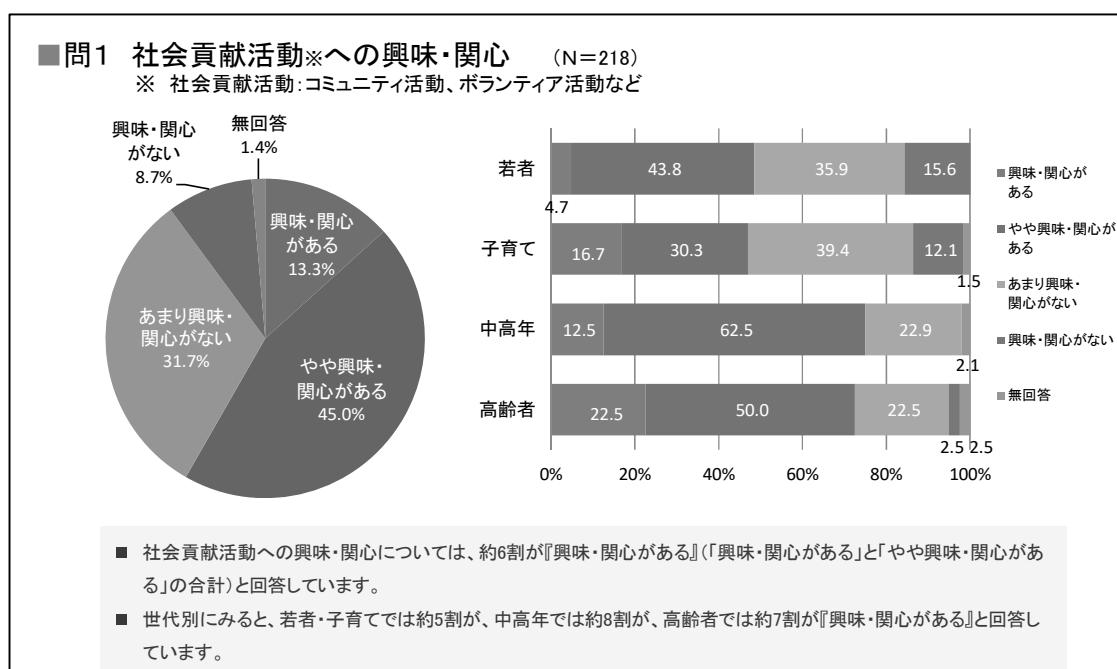
■行政区別の世代構成比 (N=218)



※比率はすべて百分率(パーセント)で表し、少数点以下第2位を四捨五入しています。このため、比率の合計が100%にならない場合があります。

問1 あなたは、自治会（町内会）や消防団、PTAなど地域のコミュニティ活動やNPOなどが運営するボランティア活動、自発的な社会貢献活動（公共の場の清掃や子供・高齢者の見守りなど）といった、社会のためにする活動に興味・関心がありますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

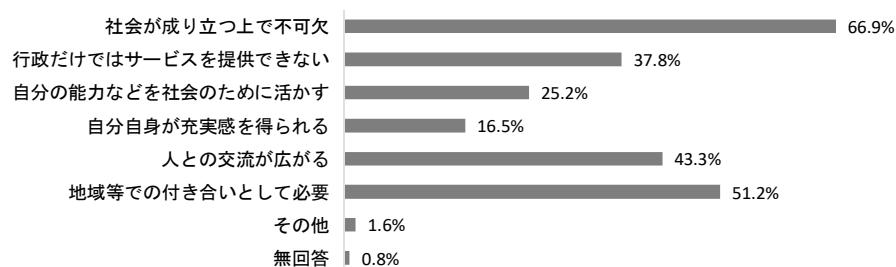
1. 興味・関心がある
2. やや興味・関心がある
3. あまり興味・関心がない
4. 興味・関心がない



問2 問1で「1 興味・関心がある」「2 やや興味・関心がある」と回答された方にお聞きします。そう思った理由はなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 社会が成り立つ上で不可欠なことだと思うから
2. 行政だけでは、市民が必要とするサービスを提供できないと思うから
3. 自己の能力や経験を社会のために活かすことができるから
4. 活動によって、自分自身が充実感を得られるから
5. 人との交流が広がるから
6. 地域等での付き合いとして必要だから
7. その他

■問2 社会貢献活動に興味・関心がある理由 (N=127 複数回答)
(問1で「1 興味・関心がある」「2 やや興味・関心がある」と回答をした方)

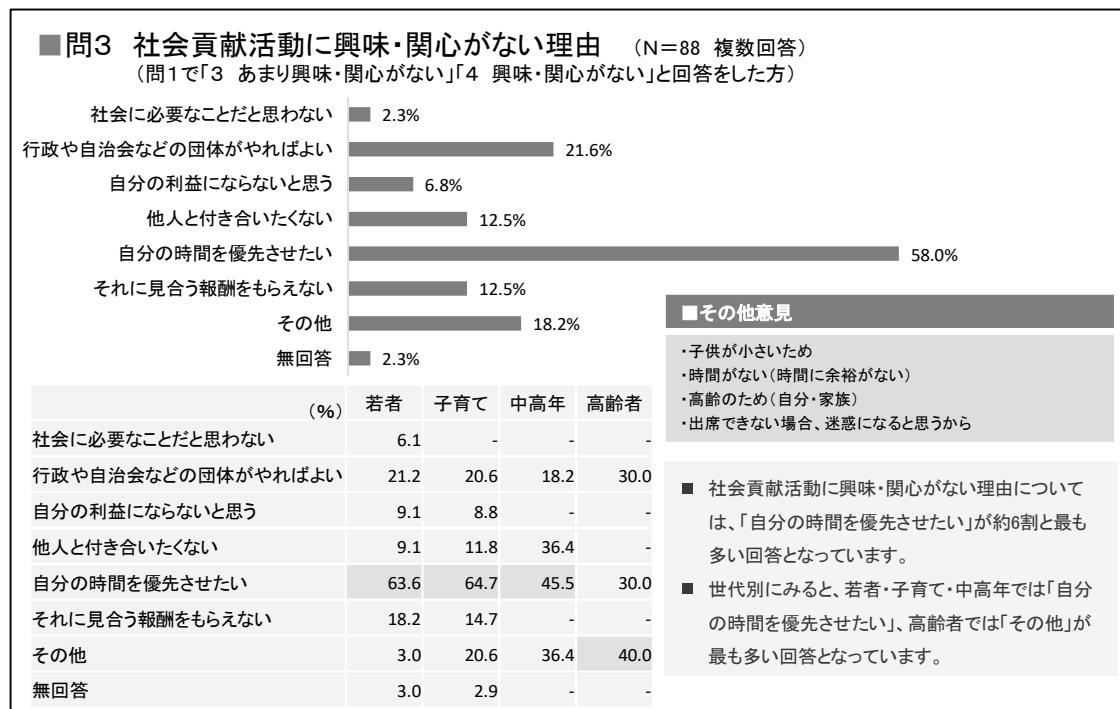


(%)	若者	子育て	中高年	高齢者
社会が成り立つ上で不可欠	58.1	71.0	66.7	72.4
行政だけではサービスを提供できない	25.8	32.3	44.4	48.3
自己の能力などを社会のために活かす	35.5	19.4	22.2	24.1
自分自身が充実感を得られる	19.4	12.9	11.1	24.1
人との交流が広がる	51.6	41.9	33.3	48.3
地域等での付き合いとして必要	29.0	48.4	63.9	62.1
その他	-	-	2.8	3.4
無回答	-	-	2.8	-

- 社会貢献活動に興味・関心がある理由については、「社会が成り立つ上で不可欠」が約7割と最も多い回答となっています。
- 世代別にみても、全ての世代で「社会が成り立つ上で不可欠」が最も多い回答となっています。

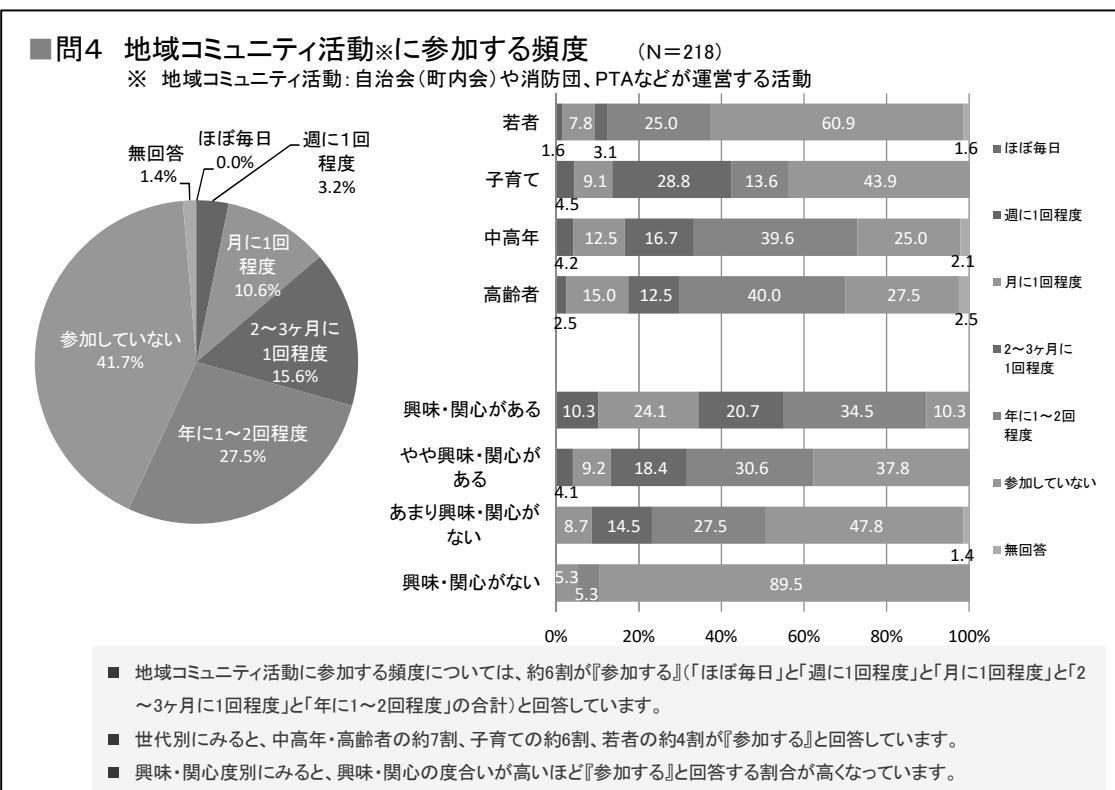
問3 問1で「3 あまり興味・関心がない」「4 興味・関心がない」と回答された方にお聞きします。そう思った理由はなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 社会に必要なことだとは思わないから
2. 行政や自治会、NPOなどの団体がやればよいと思うから
3. 活動しても、自分の利益にならないと思うから
4. 他人と付き合いたくないから
5. 趣味や余暇など自分の時間を優先させたいから
6. 活動しても、市民はそれに見合う報酬をもらえないから
7. その他



問4 あなたは、どのくらいの頻度で、自治会（町内会）や消防団、PTAなど地域のコミュニティ活動に参加していますか。最もあてはまるものを1つだけ選んでください。

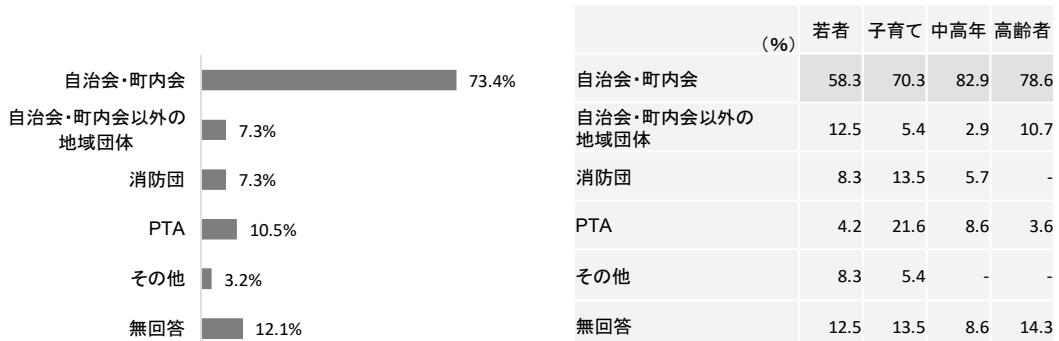
1. ほぼ毎日
2. 週に1回程度
3. 月に1回程度
4. 2~3ヶ月に1回程度
5. 年に1~2回程度
6. 参加していない



問5 問4で「6 参加していない」以外の回答をされた方にお聞きします。
どこでそれらの活動を行いましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 自治会・町内会
2. 自治会・町内会以外の地域団体
3. 消防団
4. PTA
5. その他

■問5 行った地域コミュニティ活動 (N=124 複数回答)
(問4で「6 参加していない」以外の回答をした方)



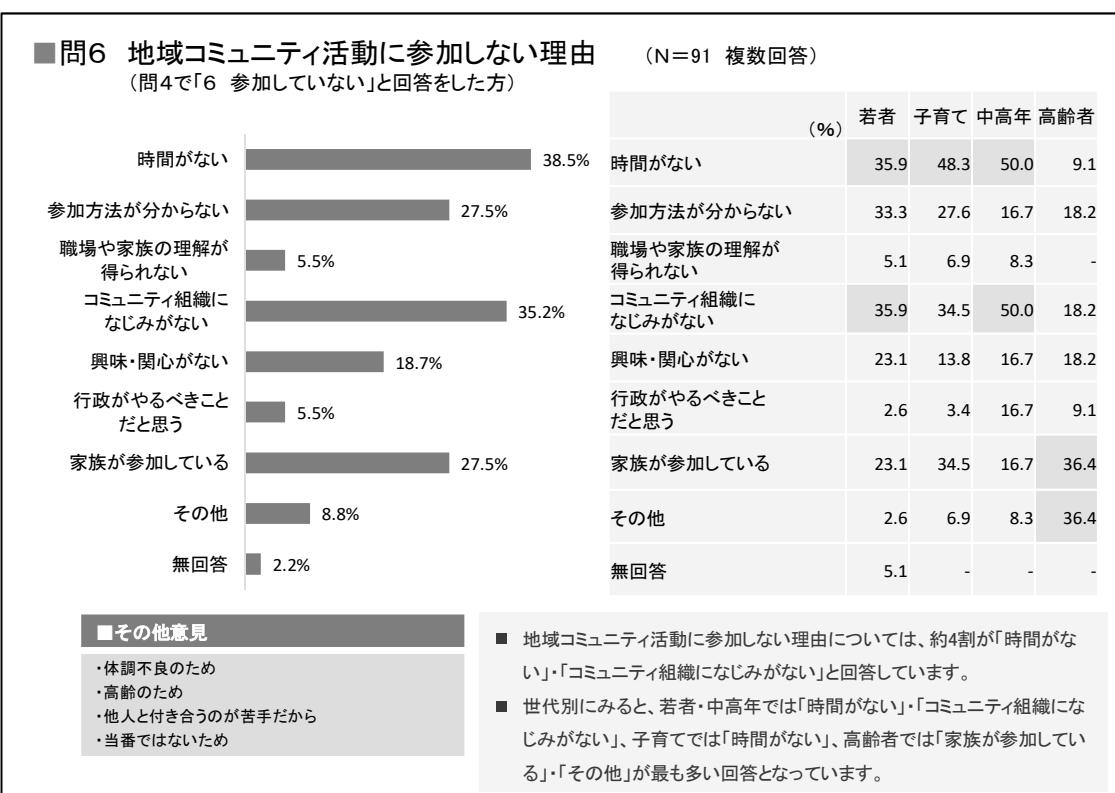
■その他意見

- ・子供会
- ・市委託事業
- ・協働センター事業
- ・勤務先
- ・浜松市子ども会連合会

- 行った地域コミュニティ活動については、「自治会・町内会」が約7割と最も多い回答となっています。
- 世代別にみても、全ての世代で「自治会・町内会」が最も多い回答となっています。

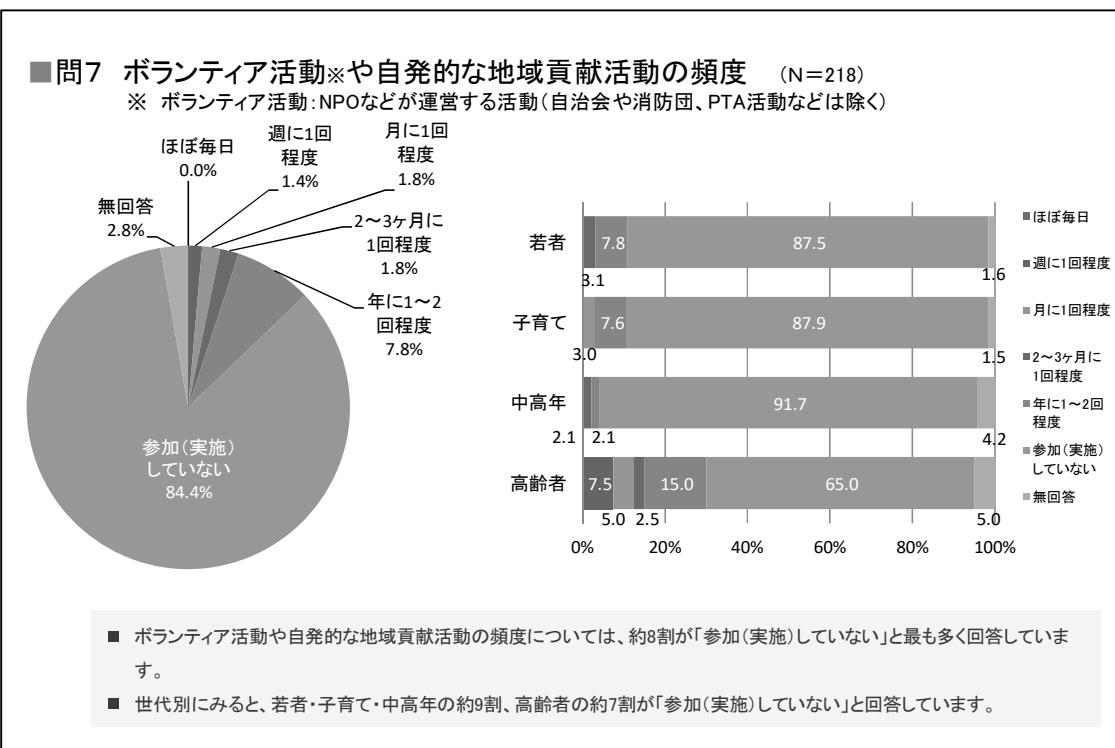
問6 問4で「6 参加していない」と回答された方にお聞きします。その理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 参加する時間がないから
2. 参加の方法が分からない、または活動に関する情報が得られないから
3. 職場や家族の理解が得られないから
4. 自治会などのコミュニティ組織になじみがないから
5. 興味・関心がないから
6. 行政がやるべきことだと思うから
7. 家族が参加しているから
8. その他



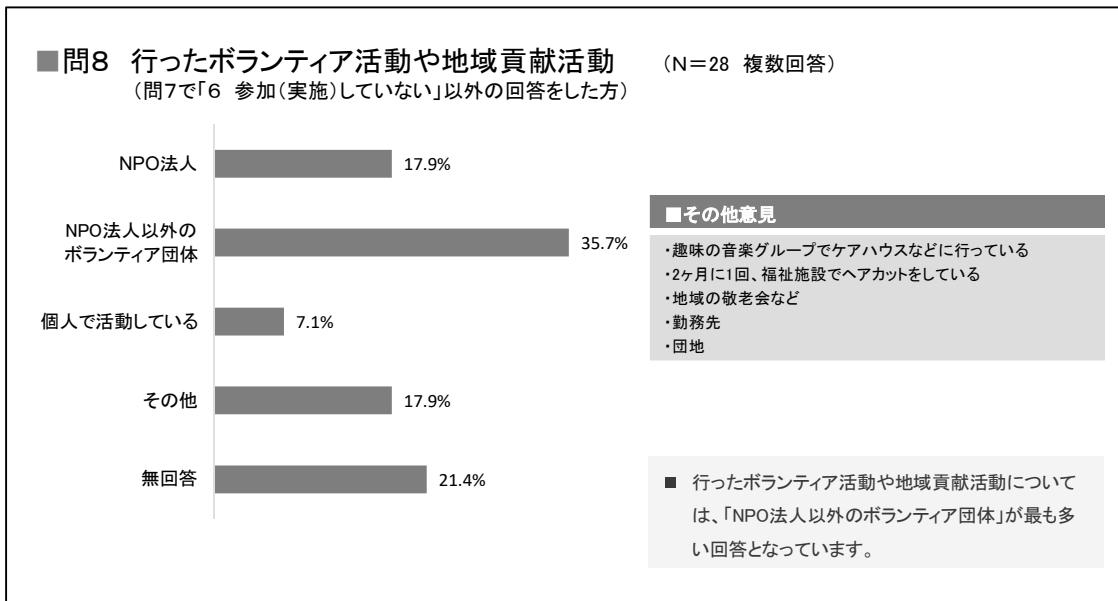
問7 あなたは、どのくらいの頻度で、NPOなどが運営するボランティア活動（自治会や消防団、PTA活動などは除く）へ参加したり、自発的に社会貢献活動（公共の場の清掃や子供・高齢者の見守りなど）を実施したりしていますか。最もあてはまるものを1つだけ選んでください。

1. ほぼ毎日
2. 週に1回程度
3. 月に1回程度
4. 2~3ヶ月に1回程度
5. 年に1~2回程度
6. 参加（実施）していない



問8 問7で「6 参加（実施）していない」以外の回答をされた方にお聞きします。どこでそれらの活動を行いましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

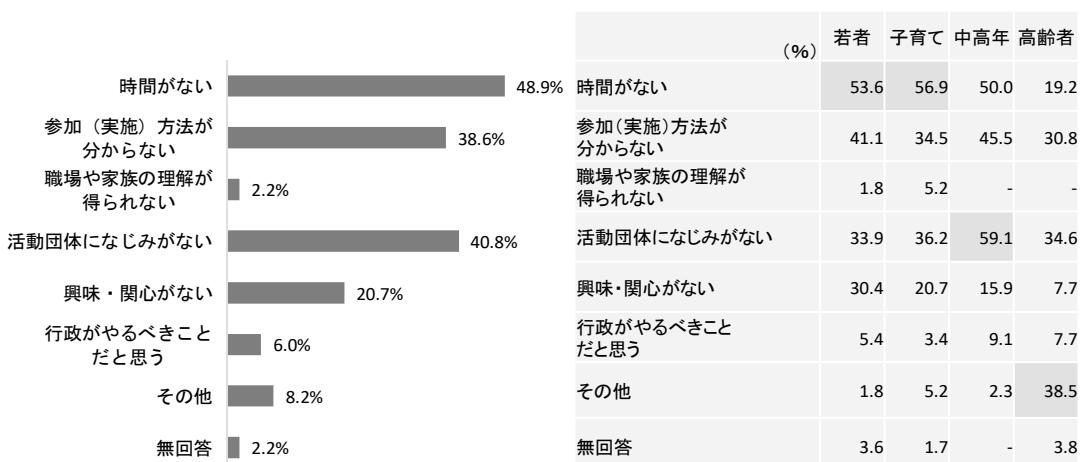
1. NPO法人
2. NPO法人以外のボランティア団体
3. 個人で活動している
4. その他



問9 問7で「6 参加（実施）していない」と回答された方にお聞きします。
その理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. 参加（実施）する時間がないから
2. 参加（実施）の方法が分からない、または活動に関する情報が得られないから
3. 職場や家族の理解が得られないから
4. NPO法人などの市民活動団体になじみがないから
5. 興味・関心がないから
6. 行政がやるべきことだと思うから
7. その他

■問9 ボランティア活動や自発的な地域貢献活動に参加しない理由 (N=184 複数回答)
(問7で「6 参加（実施）していない」と回答をした方)



■その他意見

- ・年齢的に難しいから(高齢)
- ・小さい子供がいて、邪魔になると思うから
- ・体調不良のため
- ・車を運転しないため、活動に制約があるから
- ・活動の内容がわからない

- ボランティア活動や自発的な地域貢献活動に参加しない理由については、「時間がない」が約5割と最も多い回答となっています。
- 世代別にみると、若者・子育てでは「時間がない」、中高年では「活動団体になじみがない」、高齢者では「その他」が最も多い回答となっています。

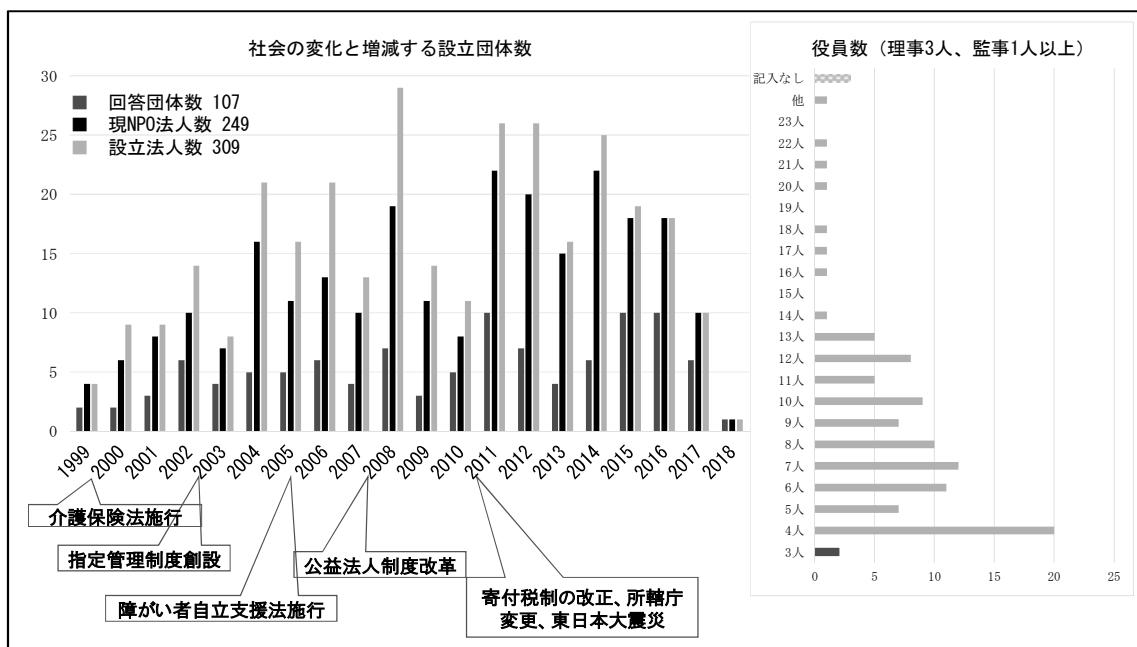
(4) NPO 法人へのアンケートの実施

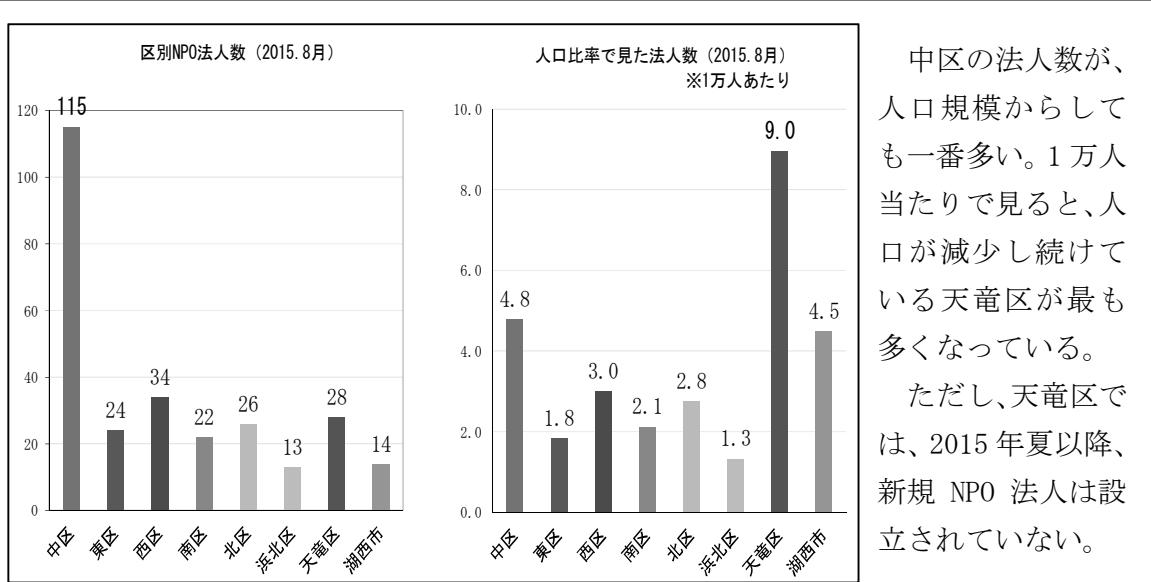
平成 30 年 3 月に浜松市と静岡県西部 NPO 法人会が協働して、浜松市内の NPO 法人（249 法人）を対象にアンケートを実施しました。107 法人（42.9%）から回答があり、静岡県西部 NPO 法人会が集計し、公開されている NPO 法人の財務書類の情報とともに分析を行いました。この結果は、浜松市市民協働推進委員会やタウン・ミーティングで発表し、指針改訂にあたり参考資料としています。

1 法人の概要について（団体設立年、役員数（理事・監事）、活動分野等）

社会の変化と設立団体数について

浜松市を拠点にこれまで 309 の NPO 法人が設立されたが、2018 年 4 月末現在 NPO 法人數は 249 である。設立法人数は、2006 年から 2008 年度にかけて増えており、障害のある本人やその家族、支援者たちが強い思いで作り上げてきた小規模授産所が法人化を進め、障害者自立支援法という新体系に移行したことの影響が大きかったと考えられる。一転して 2008 年から設立法人数は減少傾向にある。公益法人制度の改正をきっかけにして、取得する法人格を一般社団法人等にする団体が増えたことが理由として考えられる。



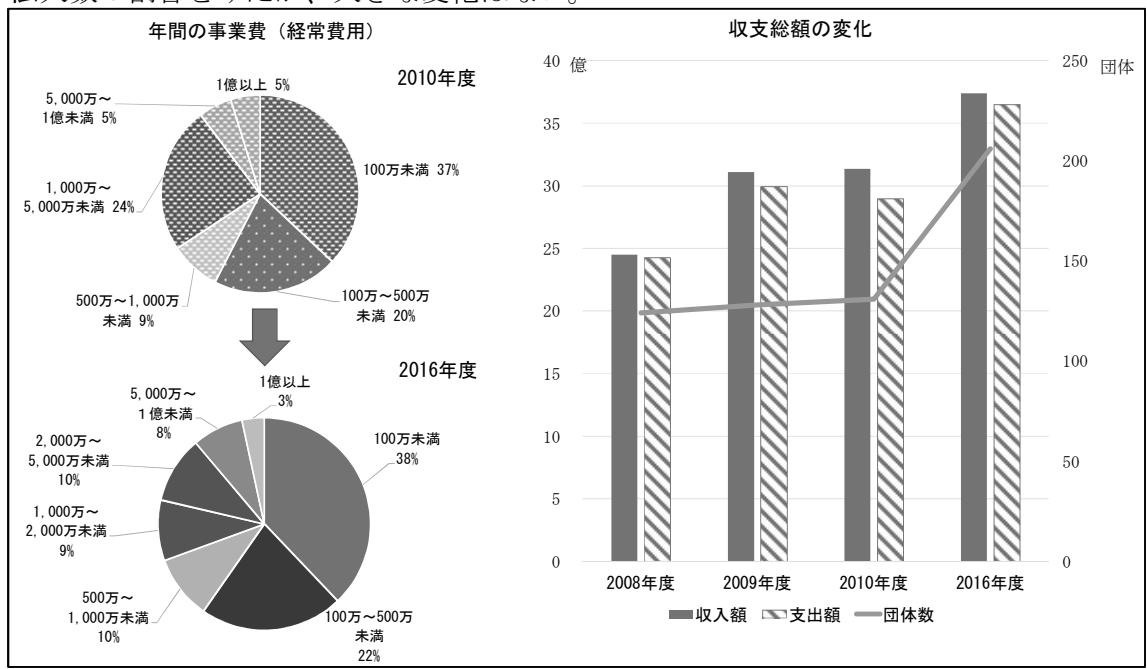


2 法人の運営や活動内容について（主に活動を担う者、年間の事業費、活動の主な原資、運営面での課題）

NPO法人が行っている事業の規模

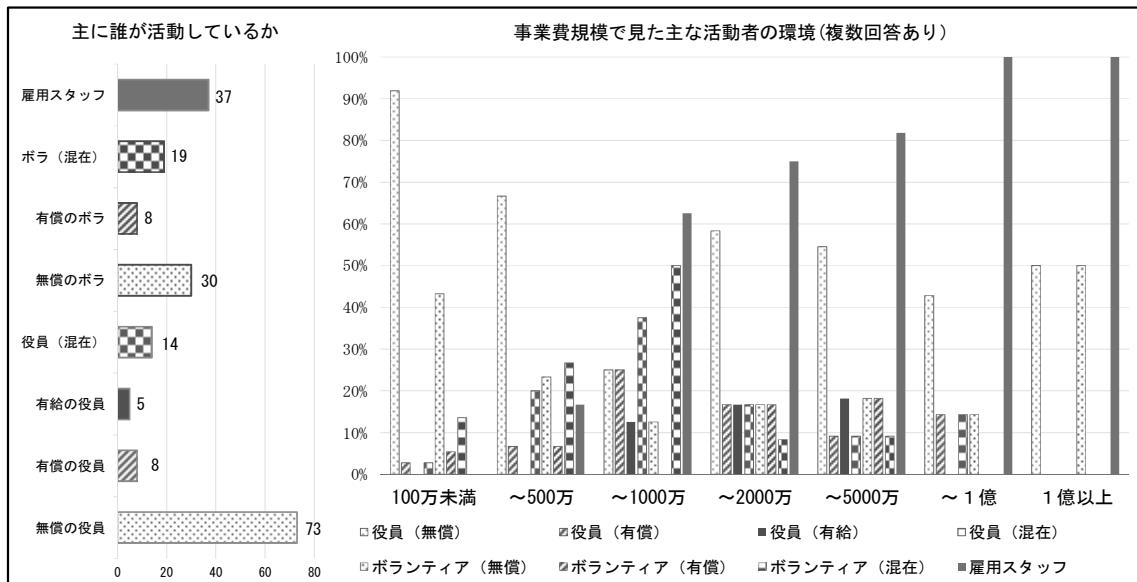
浜松市のNPO法人は2018年4月現在で249である（2017年3月末現在では251）。そのうち内閣府のNPOポータルサイトに掲載済の206団体の2016年度会計報告書から分析を行った。

経常費用額の合計は36.5億に達した。2010年度の結果（23.9億円、131団体）と比較したところ、単純に増加した団体数の割合からは、事業規模は45.5億円ほどが見込まれるはずだが、そこまで伸びていない。事業費規模100万未満から1億以上で分類し、法人数の割合をみたが、大きな変化はない。



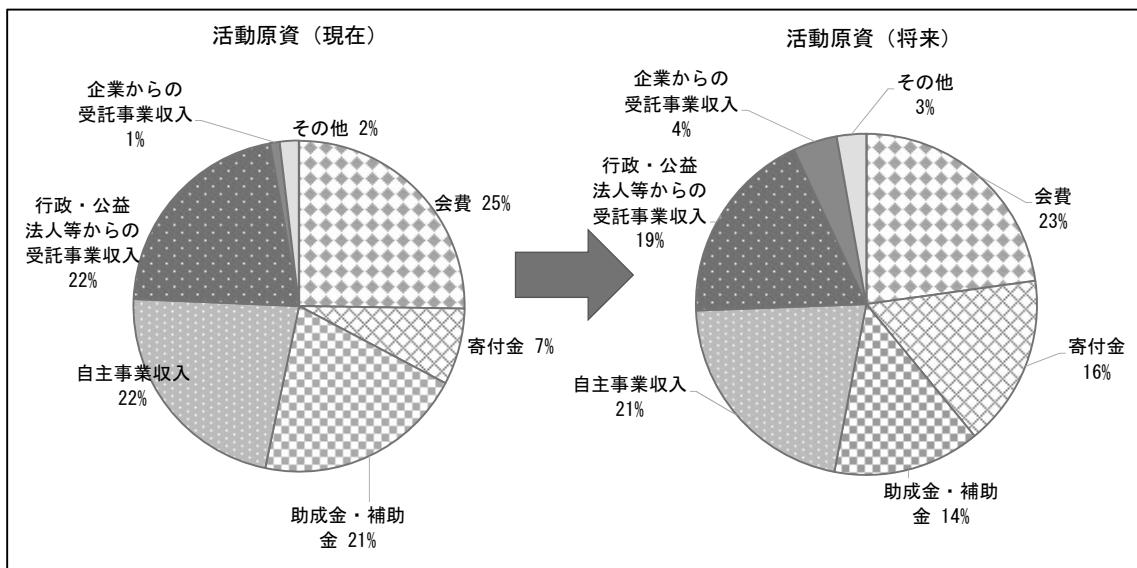
主に誰が活動を担っているか

事業費規模 100 万未満の NPO の約 92%において、理事（薄い青）が無償で活動している。一方、5,000 万以上の NPO の全てで雇用されたスタッフ（緑）が活動を担う。併せて、無償の理事やボランティア（薄い赤）も活動している。雇用されたスタッフは 500 万規模の NPO から現れ始める。中規模の NPO では、有給の役員（青）もいるが、ときと場合によって無償有償混在の役員やボランティアが活動を支えている様子がみえる。しかしながら、どの規模の NPO にも役員たちが無償で活動している状況がある。

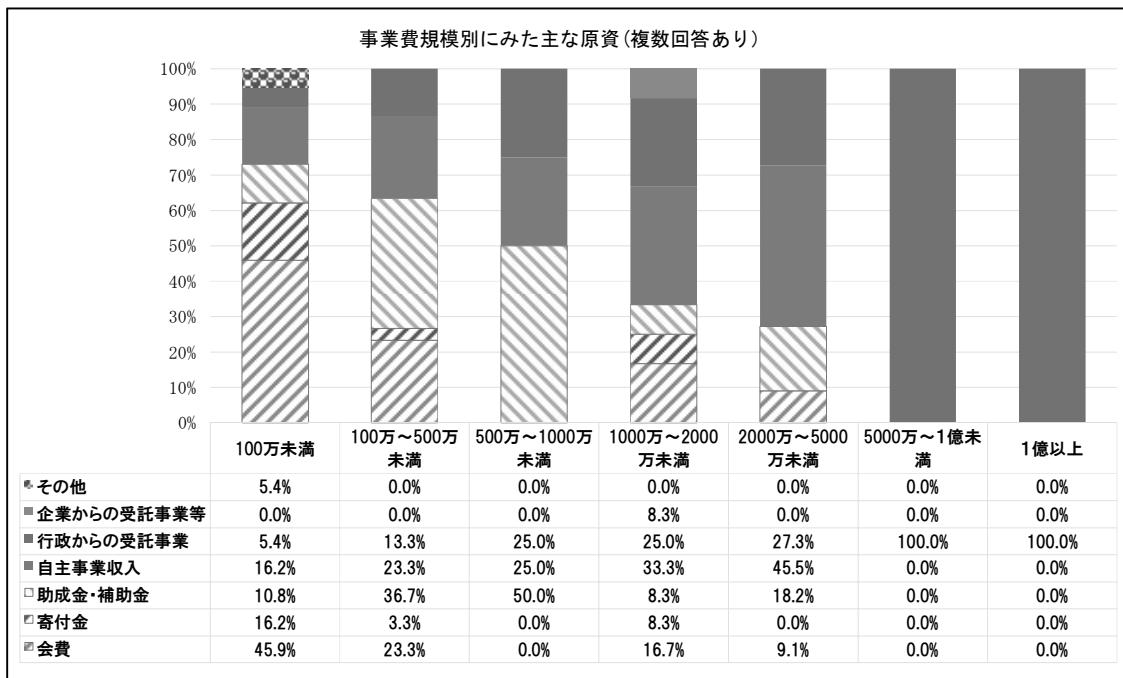


活動の主な原資は何か

53%の NPO は支援者からの会費・寄付金・助成金等（=プレゼントされたお金）が主な原資であると回答し、45%の NPO は事業収益（=稼いだお金）が主な原資であると回答している。今後の資金調達については、寄付金と企業からの受託事業収入を増やし、助成金は減らしたい意向がみえる。

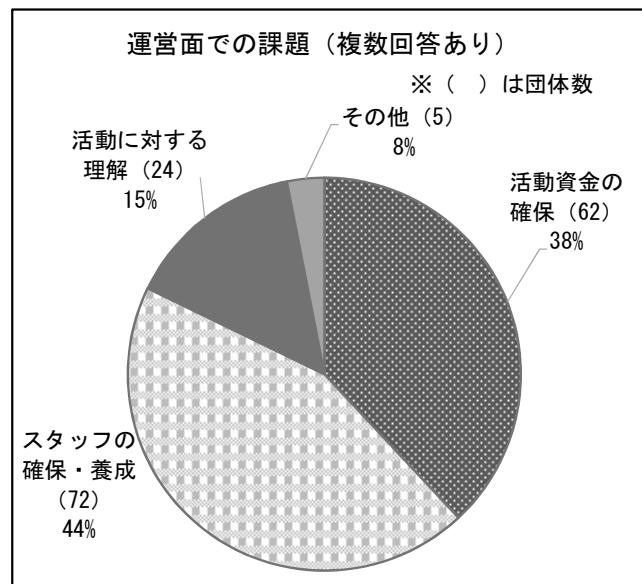


事業費規模でみると、100万未満のNPOの45.9%の主な収益は「会費」である。500万から1,000万の中規模NPOの半分が「助成金・補助金」、5,000万以上の全NPOが「行政からの受託事業等（介護制度等の給付金含む）」が主な収益である。規模が大きくなるにつれ、プレゼントされた資金の割合が減り、稼いだ資金の割合が増えている。



運営面での課題は何か（複数選択可）

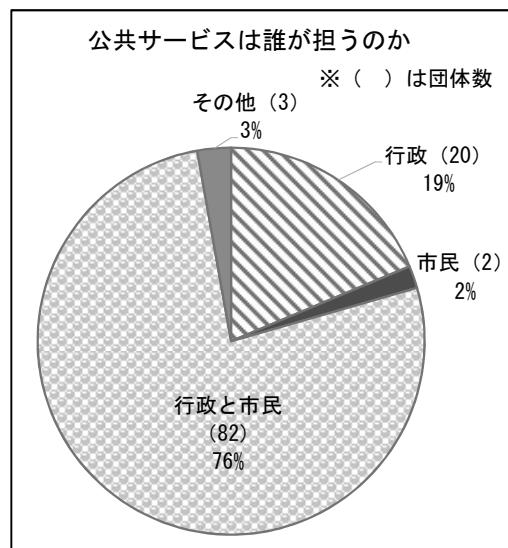
「スタッフの確保・養成」についての課題が最も多く、次いで「活動資金の確保」となっている。事業費規模からみると100万以下の小規模NPOの課題については資金確保が人材養成を上回ったが、それ以上の中規模NPOでは、人材確保が資金確保を上回っている。1億以上の大規模NPOになると、人材確保と資金確保の両方を全NPOが課題として挙げている。無償ボランティアとしての確保も難しく、有給環境でも人材不足の状態である。



3 公共サービスの担い手、NPO の役割について

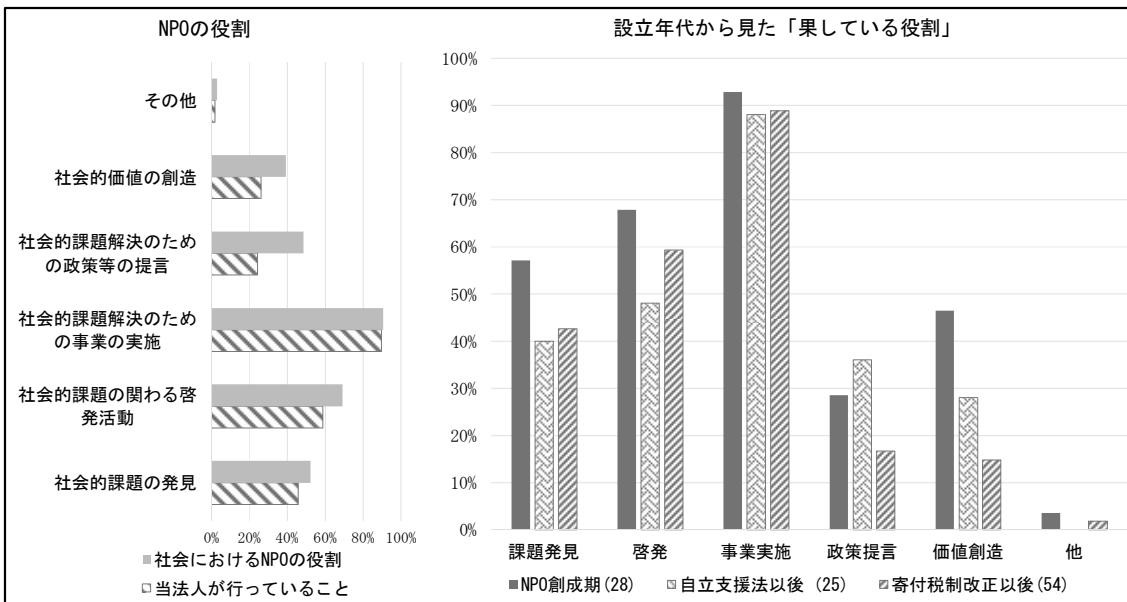
公共サービスは誰が担うのか

行政と市民が公共サービスを担うとの回答が 76%と最も多かった。公共サービスという言葉の解釈によって答え方は様々なになるため、分析に困難が生じる設問だが、議論を深めたい課題である。



社会的に見て NPO の役割は何か。あなたの法人の役割は何か（複数選択可）

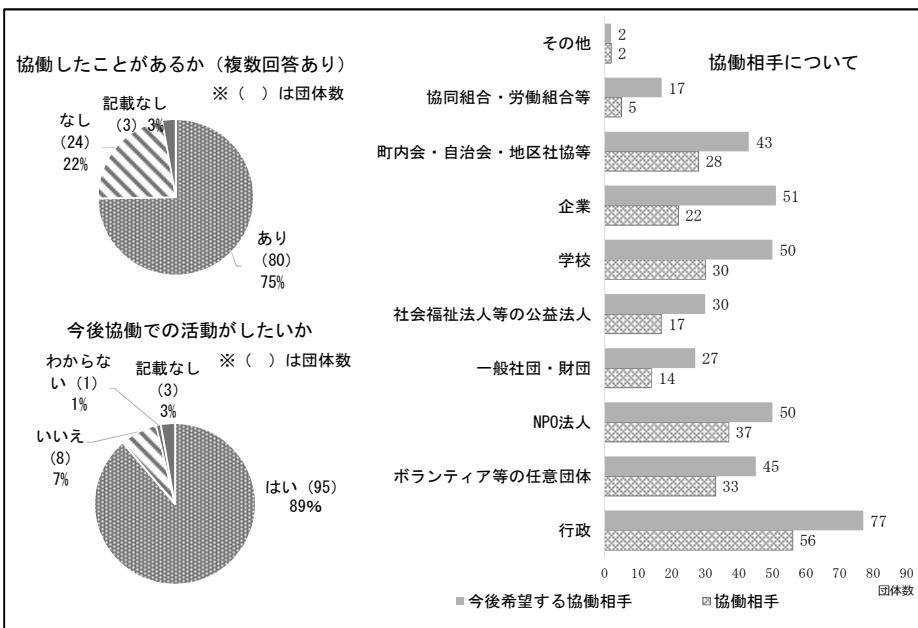
社会的にも自分の法人としても、NPO が果たしている役割について、「社会的課題解決のための事業の実施」を約 9 割の NPO が選択した。政策提言を NPO の役割と考えているのは 52.3%の団体に及んだが、実際に提言活動を行っている NPO は 24.3%と約半分になっている。NPO の設立年代で比較すると、社会変革を行うための革新的な取り組み「社会的価値の創造」を選んだのは NPO 創成期グループ（2005 年以前に設立の 28 団体）の 46.4%、自立支援法以後グループ（2006 年から 2010 年設立の 25 団体）の 28.0%、寄付税制改正以後グループ（2011 年以後設立の 54 団体）の 14.8%と徐々に減ってきている。



4 協働について（行政とNPOの協働、協働の経験や今後の希望）

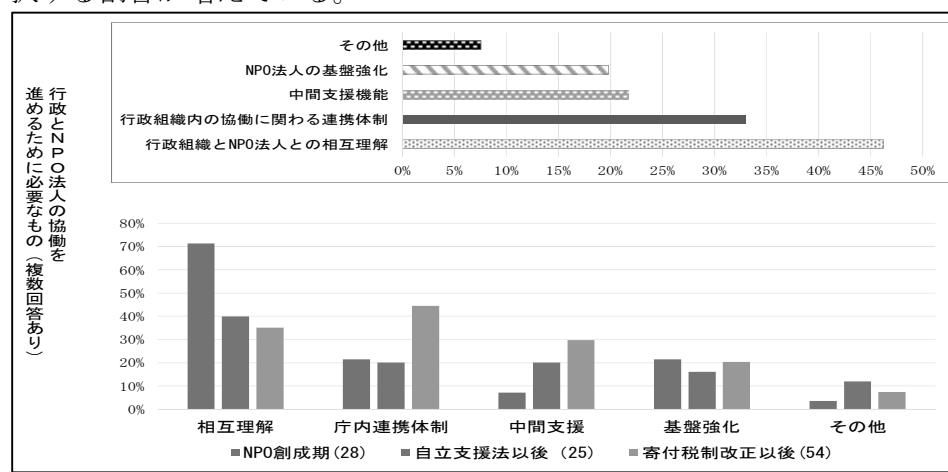
協働したことがあるか。今後協働を希望するか。その相手は誰か

75%のNPOが、協働の経験ありと回答した。そのうち行政との協働が70%（56団体）、NPO法人との協働が46.3%であった。協働していないNPOからは、その理由として自分たちだけで活動が完結できたから、協働相手と出会う機会がなかったから（ともに6団体）との声があった。今後協働を希望すると回答した95団体のうち、最も多い協働相手の希望は行政であり（81.1%、77団体）、続いて企業（53.7%、51団体）だった。



行政とNPOとの協働を進めるために必要なものは何か

最も多い回答が、「行政とNPO法人との相互理解が必要」（46.2%：49団体）であり、NPO創成期グループ（2005年以前に設立の28団体）の71.4%が選択した。2番目は「府内の連携体制」（33%：35団体）で、寄付税制改正以後のグループ（2011年以後に設立の54団体）の44.4%が選択した。中間支援機能については年代が下がるほど、選択する割合が増えている。



おわりに

— 一人ひとりが自分ごととして考え、取り組む —

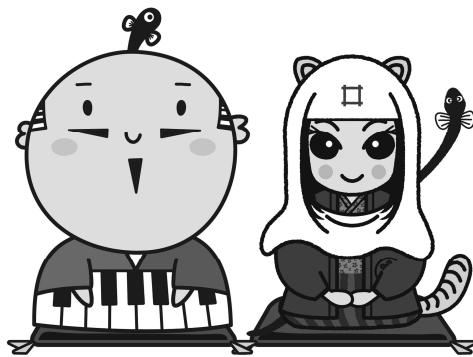
少子高齢社会に突入した日本では人口減少が進み、一方で個人のライフスタイルや価値観が多様化していることから、社会的課題が複雑化しています。

こうした中で、これからの中は、従来は官が独占していた領域を「公（おおやけ）」に開き、官民協働で担うなど、市民、市民活動団体、事業者が公的な財やサービスの開発・提供に関わっていく必要があります。平成22年、内閣府は、こうした考え方を「新しい公共」として発表しました。平成25年には、地域や社会の課題を解決するために、共助社会（個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作り上げていく社会）の実現を目指す必要があるとして、「共助社会づくり」の議論が始まっています。

世界に目を向けると、現在も地球規模の深刻な課題は山積しています。平成27年9月に国連総会において採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中には、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が記載されています。これは、貧困、環境、健康、平和、働きがい、住み続けられるまちづくりなどの課題に対し、人類が持続していくための世界を変える17の目標を示したものであり、この課題に対して、市民社会や民間セクター、政府機関等の様々な主体が集結し、強く関与することで解決を図っていくとしています。

浜松市市民協働推進委員会は、こうした状況の中、浜松市民が社会を支えることに関心を持ち、自分ごととして行動を起こすための指針づくりを進めてきました。この指針により、浜松が一丸となって、市民の幸福と豊かな地域づくりのために共に取り組む道筋となることを願います。

浜松市市民協働推進委員会 一同



©浜松市

出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん

浜松市 市民協働を進めるための基本指針
－ 多様な主体によるまちづくりを実現するために －

編集・発行 浜松市 市民部 市民協働・地域政策課
〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2
TEL : 053-457-2094 FAX : 053-457-2750
E-mail : shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

発行年月 年 月

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市市民協働を進めるための基本指針（案）
意見募集期間	平成31年2月15日（金）～平成31年3月29日（金）
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 市民部 市民協働・地域政策課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

FAX : 053-457-2094

E-mail : shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

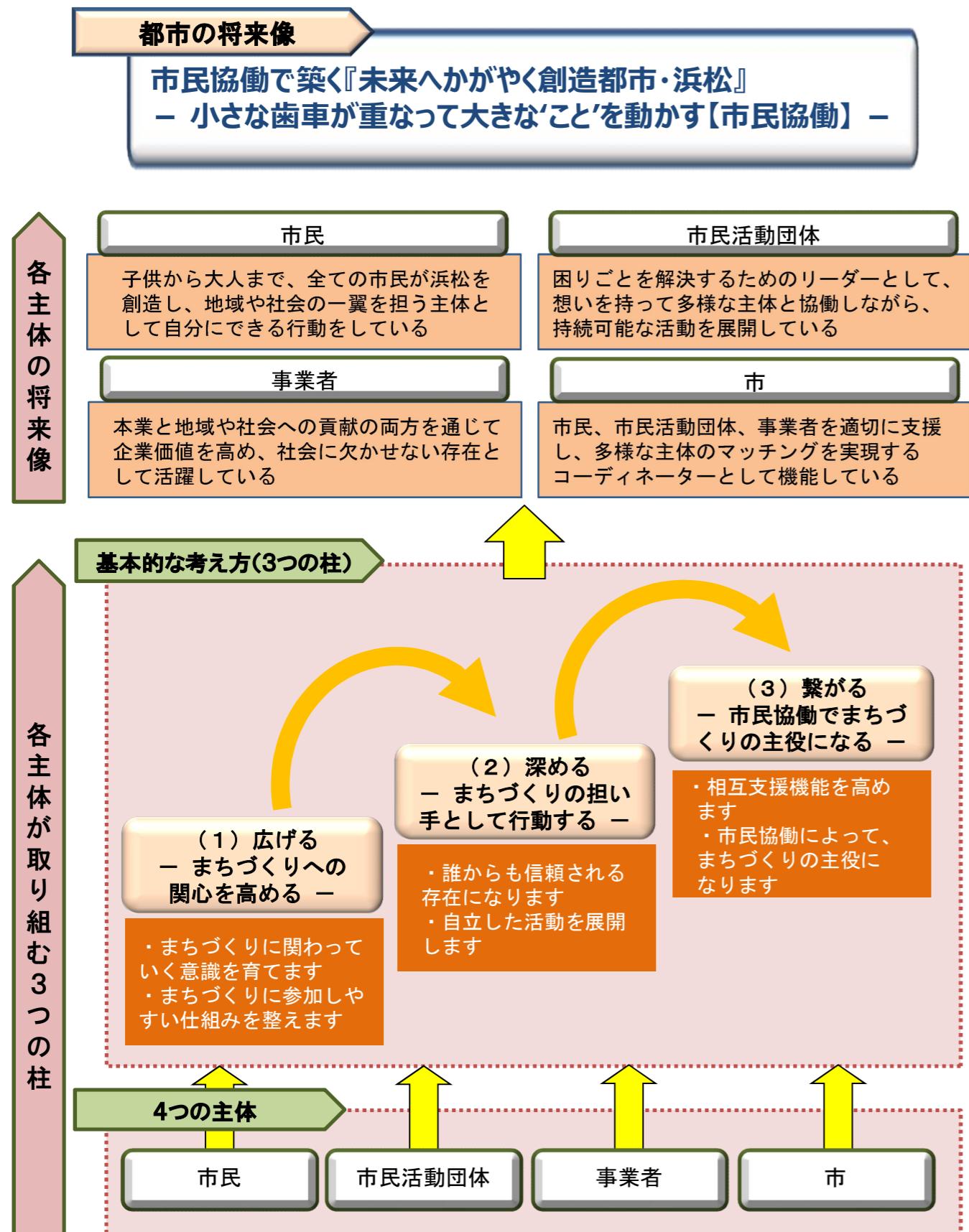
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からぬ場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

＜書き方例＞

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。





新指針のポイント

- 多様な主体によるまちづくりを実現する
 ・3つの柱を定めて取組みの道筋を示す
 ・4つの主体（市民、市民活動団体、事業者、市）の将来像を示す

(新指針名) 浜松市市民協働を進めるための基本指針
— 多様な主体によるまちづくりを実現するために —

1 基本指針の概要

(1) 指針の目的

- 本指針の目的 — 多様な主体によるまちづくりの実現のために —
 ・現在の社会情勢や今後の動向を踏まえ、市民協働の未来を示す
 ・担い手を増やし、多様な主体が相互理解を深めることで、連携が多様化、活発化すると考え、各主体の特徴や役割、責任を示す
 ・多様な主体が社会を支えることに関心を持ち、行動を起こすという、多様な主体によるまちづくりの実現に繋げていく

(2) まちづくり・市民協働とは

「市民協働によるまちづくり」

豊かな特性を持った市民、市民活動団体、事業者及び市の各主体が、互いを理解し、信頼し、想いを共有し、対等な立場で手を取り合いながら、市民一人ひとりが幸せに暮らせる浜松市にするために主体的に取り組んでいくことである。

2 都市の将来像

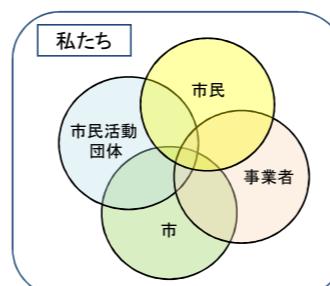
平成26年12月に策定した浜松市未来ビジョンでは、1世代（=30年）先を未来の理想の姿として、都市の将来像を定めている。長期的な展望に立って、課題を認識した上で、希望に満ちた未来を創造する。

都市の将来像

市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』
— 小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす【市民協働】 —

3 基本的な考え方

都市の将来像を実現するために、基本的な考え方として「私たち」が取り組む3つの柱を定め、豊かで活力ある多様な主体による地域社会を築くため、協力連携していく。



- ※市民、市民活動団体、事業者、市の全ての主体を指して「私たち」とする
 ※円の重なりは、各主体が協働していく姿を示すもの

(1) 広げる – まちづくりへの関心を高める –

- 潜在的なまちづくりの担い手が行動を起こすために、市民協働の意識を“広げる”
- 多様な市民・団体が存在する浜松市では、将来その担い手となり得る潜在的な人材が豊富であり、まちづくりへの関心を高め、世代や事情に応じて、多彩な形でまちづくりに参加できる仕組みを整えることで、市民協働の意識を広げていく

まちづくりに関わっていく意識を育てます

- 潜在的な担い手に向けて、自らの活動の意義や解決を目指す社会的課題をわかりやすく情報提供し、想いの共有に繋げる
- 潜在的な担い手が、自分たちでまちづくりをするという当事者意識を育てる

まちづくりに参加しやすい仕組みを整えます

- 潜在的な担い手に対して、活動への多様な関わり方を積極的に発信する
- ボランティア参加や寄附等をきっかけとしてまちづくりに参加しやすい環境をつくる
- 適応性、専門性の高い人材を育成するとともに、まちづくりに関わる活動が、働き手にとって魅力ある就労先となる環境をつくる

(2) 深める – まちづくりの担い手として行動する –

- まちづくりの担い手としての当事者意識や活動を“深める”
- 相手や社会から信頼される存在であるために、自立した責任ある活動をする

誰からも信頼される存在になります

- それぞれの役割と責務を理解し、対等性、自主性、主体性を尊重し、公正性や透明性を確保しながら活動し、協働相手や協力者等の関係者と情報を共有する
- 社会における役割を理解し、社会に対して正しく、かつわかりやすく情報発信することで社会における信頼性を高める

自立した活動を展開します

- 社会的・地域的課題を解決するため、新しい仕組みや手法を生み出す環境づくりを進め、社会における新しい価値を創造する
- 持続可能な活動をしていくために、自らの活動の社会的価値を追求し、自分たちの考え方や取り組みを提案しながら、人材や活動資金を確保し活動する

(3) 繋がる – 市民協働でまちづくりの主役になる –

- 協働によって効果的なまちづくりを進めるため、各主体が“繋がる”
- お互いを補い、支え合うことに加え、明確な目標を共有し、良好な信頼関係を築く

相互支援機能を高めます

- 活動を通じて得たノウハウや情報を適切に共有し合い、お互いの強みを活かした支援をするとともに、活動の質を高めていくために、人材面や資金面で支援し合う
- 様々な世代の人たちがまちづくりに関わり、世代を超えて想いを共有し、支え合う

市民協働によって、まちづくりの主役になります

- 繋がる場をそれぞれが工夫しつくることで、多様な協働を生み出す
- 良好な信頼関係と情報共有により、高い創造性を持つ質の高い協働を生み出す
- お互いが繋がることで市民協働を実践し、積極的に社会的課題の解決に取り組むことにより、まちづくりの主役になる

4 各主体の将来像

(1) 市民 当事者意識を持って地域や社会をつくる

子供から大人まで、全ての市民が浜松を創造し、地域や社会の一翼を担う主体として自分にできる行動をしている

- 子供たちが、家庭、地域、企業、学校の連携した支援を受けて、社会貢献の意欲を高めている
- 若い世代が、市民活動の意義や知恵を地域の先輩から受け継いでいる
- いくつになっても、ボランティア活動などの社会貢献活動に携わり、いきいきと活動している
- よりよいまちづくりを行うために、自分の意見を述べ、提案する力を持っている

(2) 市民活動団体 高い信頼性を持ち市民協働をリードする

困りごとを解決するためのリーダーとして、想いを持って多様な主体と協働しながら、持続可能な活動を展開している

- 誠実に説明責任を果たし、高い信頼性のもと市民参画の場をつくっている
- 中間支援組織の充実により、市民活動団体を育てる体制が実現している
- 地域コミュニティ活動を通して、地域の活性化が図られている
- 様々な個人・団体から人材や資金を獲得しながら、自立して活動している

(3) 事業者 事業活動と社会貢献で社会にアプローチする

本業と地域や社会への貢献の両方を通じて企業価値を高め、社会に欠かせない存在として活躍している

- 事業活動が発展的に展開されており、安定した雇用を通じて地域や社会に貢献している
- 地域や社会における課題や責任を理解し、持続可能なまちづくりに取り組んでいる
- 市民や市民活動団体が行う多様な活動に共感し、それに合った手法（地域のプロジェクトへの参加や寄附等）で協働している
- 従業員が地域貢献やボランティア活動に携わり、やりがいや充実感を感じながら働いている

(4) 市 多様な主体が市民協働に参画する環境を整える

市民、市民活動団体、事業者を適切に支援し、多様な主体のマッチングを実現するコーディネーターとして機能している

- きめ細かな情報を提供し、多様な主体と開かれた自由な議論ができる
- 多様な主体が十分に活用できる協働するための場を提供している
- 適応性と専門性の高い職員により、多様な主体を把握し、その活動や意向を尊重しながら、協働を推進している
- 協働センター等を拠点として、コミュニティ担当職員が積極的にコミュニティ組織を支援し、コミュニティ組織と協働している

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件名	平成31年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内容	<p>平成31年度中区地域力向上事業の「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の募集(12/14~2/1)をしたところ、別紙のとおり10件の提案があった。中区行政推進会議で審査し、採択・不採択を決定するにあたり、区協議会の意見を伺うもの。</p> <p><浜松市地域力向上事業実施要綱(抜粋)></p> <p>第7条 助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則第8条に規定する区行政推進会議において、審議するものとする。</p> <p>第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第4条に規定する区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書(第5号様式)により通知するものとする。</p>
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	本日いただいたご意見を踏まえ、中区行政推進会議において3月上旬に採択・不採択を決定
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成31年度 中区地域力向上事業（助成事業） 提案事業一覧

No.	事業名 団体名	採択 実績	時期・場所等	事業の概要	事業費	主な経費 (※)	補助額 (※)
1	第3回浜松Open Art 浜松Open Art	H30	時間：4/1～2/29 場所：かりの木通り、肴町 ○協力店舗や空き店舗を生かしたアートアート、見て触れて遊べる作品の展示を行なう「浜松城公園野外アート展」	店舗や公園で浜松出身、浜松で活動中の作家が町の参加店舗と協力して作品の展示、販売、アートイベントを実施する事業	889千円	・スタッフ等賃料 ・印刷製本費(チラシ等)	355千円
2	近代舞楽集「羽衣法師」 演劇ユニット FOX WORKS	新規	時間：10/19～10/20 場所：浜松城公園 石舞台 ○薪能を行なう石舞台での野外公演を行い、「浜松街中アートギャラリー」にて展示を行う「浜松城公園野外アート展」	浜松城公園野外公演を行い、「浜松街中アートギャラリー」にて展示を行う「浜松城公園野外アート展」	1,335千円	・会場・資材等使用料 ・印刷製本費(チラシ等)	600千円
3	花いつばい・交通安全推進事業 和合町自治会	H29 H30	時間：4/1～3/31 場所：和合町内 参加者：自治会員10,000人	安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して、花いつばい運動及び交通安全宣言に取り組む事業 ○町内のこみ集落所、公園など80箇所に花壇を2個ずつ設置し、住民が協力して花壇を育て、住民啓発に努める。 ○交通安全啓発板(懸垂幕)を10枚作成し、交差点等に設置し、交通安全啓発運動協力者に配布する。 ○損傷した交通安全のぼり旗を更新し、運動の拡充を進める。	426千円	・苗等 ・苗ぼり旗、反射板、掲示板	106千円
4	まちなか部活推進プロジェクト まちなか部活推進プロジェクトチーム	新規	時間：4/20～3/23 場所：市街地 参加者：50人	高校生と大学生に自主的に提供、まちなかとの連携し、事業の告知、活動資金の手助け。(具体的な事業内容は、学生の意思を尊重する) ○ベーススローガンとして「まちなかの直接会話」を実施することを支授する事業 ○本プロジェクト登録者に直接面会してのインタビューを、私立高校の協力を得て実施。	750千円	・会場・資材使用料 ・印刷製本費(チラシ等)	375千円
5	みちのくフェスタ 浜松商工会議所 青年部	新規	時間：11/17 場所：ソラモ 参加者：2,000人	東日本大震災被災地域との交流を通じ、「講演会」による講演会 ○東日本大震災被災者（脇り部）による講演会 ○起震車による防災、震災ドスター・コントール ○震災情報パネル展示 ○自衛隊による炊き出し 等	1,600千円	・会場・備品使用料 ・印刷製本費(チラシ等) ・語り部交通費 ○原付	800千円
6	「遠州市場」 一般社団法人 浜松商店街連盟	H30	時間：4/13～3/14 (原則毎月第2～曜日)	海外のマルシェをイメージした、誰もが1日楽しむ「にぎわいの場」を提供する事業 ○遠州のgateや多くの人を再発見するため、農産物の直売、加工品販売等を行う。 ○定期的に開くことで認知度を上げ、まちなかのいきいわいを創出する。	618千円	・当日スタッフ賃金 ・印刷製本費(チラシ等) ・郵便料	247千円
7	ストリート陸上@まちなか ストリート陸上@まちなか実行委員会	新規	時間：11/4 場所：The GATE HAMAMATSU 参加者：500人/回	「まちなか×スポーツ」を提唱し、中区民のスポーツ振興と、スポーツイベントを活用しての中心市街地活性化を目指す事業 ○アスリート(五輪短距離選手、地元アスリート)によるデモンストレーション ○50mタイム測定 ○かけっこ教室(1回50人×2回) ゲストアスリートが指導)	2,500千円	・会場・備品使用料 ・賞金(取材・編集)	1,250千円
8	未来につなぐ・地域と人・歴史-NPO法人 みらいネット浜松	新規	時間：7月～2月 場所：中区内	中区の歴史や伝統ある遺産、様変わりするまちの現状をまとめて冊子にし、地域の宝をみんなで大切にする意願を高める事業 ○西区・南区・東区に縦くもの ○中区全域に分け、それぞれの地域に密接にした貴重な遺産を調査研究し、冊子を作成する。 ○次世代の子供たち、小中学生の校外学習として利用する。	1,100千円	・印刷製本費(冊子) ・賞金(取材・編集)	550千円
9	浜松うたのアトリエ 第5回演奏会 浜松	新規	時間：5/25 場所：浜松市福祉交流センター 参加者：500人、	合唱曲の披露及び観客と一緒に歌うことで、最後に観客と一緒に歌うことで、それを多くの市民に聴いてもらうことにより、市全体の音楽力の向上に貢献する。 ○日本福祉の音楽家の指導を受け、団員が各地に走り合唱歌譜に当たる。	800千円	・指導者等賃料 ・会場使用料 ・印刷製本費(チラシ等)	400千円
10	「軽トラはままつ出世市」事業 軽トラはままつ出世市実行委員会	H30	時間：11月～12月のうち1日 場所：駿河町通りとモール街北側(一部)、有楽街(一部) 参加者：30,000人	軽トラ市を開催し、中心市街地の一部を歩行者天国にして軽トラ市を開催 ○駿河町通り50台、モール街10台の軽トラを配置 ○ご当地アイドルによるミニライブの開催	3,500千円	・交通警備等委託 ・印刷製本費(チラシ等)	1,228千円
					13,518千円		5,911千円

※「補助額」は、提案者が希望する未決定の額

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件名	平成31年度中区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	平成31年度中区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について報告するもの。詳細は別紙のとおり。
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	市議会2月定例会上程
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成31年度 中区役所費 予算案の概要

(単位：千円)

費用項目	31年度当初 予算額A	30年度当初 予算額B	増減 (A-B)	内 容
中区役所費	277,698	294,674	△ 16,976	※人件費を除く
区管理運営事業	10,253	38,652	△ 28,399	区役所の運営や公有財産の維持管理等に要する経費
協働センタ一管理運営事業	106,246	97,873	8,373	協働センターの運営や維持管理等（保守点検、光熱費など）に要する経費
区協議会運営事業	154	154	0	区協議会開催に要する経費（郵便料など）
地域力向上事業	9,318	12,226	△ 2,908	
市民提案による住みよい地域づくり 助成事業	4,400	4,400	0	各種団体への補助
区民活動・文化振興事業	2,650	2,650	0	：小学生による「キッズダンス講座」事業：2,500千円 ：人形劇を活用した子ども育成事業：150千円
区課題解決事業	2,268	5,176	△ 2,908	・「交通事故ワースト1脱出」交通マナー・安全意識向上啓発事業 ・1歳児集まれ！はまくおめでとう広場 in 中区 ・第2種協働センタ一を核とした地域課題解決事業：1,000千円
行政連絡文書配布事業	105,613	101,228	4,385	行政連絡文書の配布を自治会に委託するための経費（110,013世帯）
自治会振興事業	46,114	44,541	1,573	
自治会集会所整備助成事業	6,000	7,335	△ 1,335	自治会集会所整備助成金：6,000千円 ・新築 ・改築（耐震補強無し）（上限8,000千円）1件：鴨江東町 （上限3,000千円）1件：住吉
防犯灯設置維持管理助成事業	40,114	37,206	2,908	防犯灯設置維持管理助成事業：40,114千円 ・設置費補助金 4,671千円（共架式126灯、独立式42灯） 電気料 31,680千円（16,818灯） 維持管理費補助金 捕修費 3,763千円（168灯）

平成31年度 中区関連主要事業の概要

中区役所			
	内 容	新規・継続等の別	平成31年度 当初予算案の主要 当事業掲載ページ
公共施設ピクトグラム設置事業	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、 プラジルパラリンピック選手団が浜松市で事前合宿を行うことから、 これを契機にユニバーサルデザインへの市民意識の醸成を図る。	新規	P 8
音楽イベントの開催	音楽イベントの開催を通して、「音楽の都・浜松」を実現する。	継続	P 18
仮称市民音楽ホール整備事業	市民の音楽活動や学習成果等の発表の場を創出するため、北区都田 センター用地に(仮称)市民音楽ホールを整備する。	継続	P 23
アクティシティ浜松改修事業	アクティシティ浜松施設改修計画に基づき、施設の安全・安心な利用 を図る。	継続	P 24
ラグビーワールドカップ2019公認 キャンプ誘致事業	日本及びスコットランドの公認キャンプ地として、環境整備を行う とともに、ラグビーワールドカップ2019の効果を地域に反映させる ため、静岡県と連携しファンゾーンを運営する。	継続	P 26
浜松科学館リニューアルオープン準備 事業	平成31年7月にリニューアルオープンする浜松科学館について、 開館に向けた準備を進めるとともに、県内外への広報活動とオープ ン時の式典及びイベントを実施する。	継続	P 28
保育所等利用待機児童の解消	私立保育所等の創設や増改築等による定員拡大をはじめとした様々 な施策により、保育所等利用待機児童を解消する。 ・中区：増改築1施設、創設2施設	継続	P 54
新清掃工場整備事業	老朽化が進む南部清掃工場と平和破碎処理センターの代替施設とし て、平成36年4月の供用を目指し、天竜区青谷に新清掃工場及び 新破碎処理センターを整備する。	継続	P 69
市有施設の照明LED化推進事業	省エネを推進するため、市有施設の旧型蛍光灯をLED照明に切替え ることにより、温室効果ガス及び光熱費の削減を図る。	継続	P 72

	内 容	新規・継続等の別	平成31年度 当初予算案の主要 事業掲載ページ
新川モール利活用推進事業	新川モールの施設整備を実施し、JR浜松駅前から繁華街にかけての中心市街地の回遊性向上を図る。	継続	P 9 8
まちなか歩行者案内・誘導サイン改修事業	老朽化や案内施設との不整合化が進んでいる中心市街地の歩行者案内・誘導サインについて、撤去・修繕・改修を進めることで、安全で快適な歩行者空間を創出するとともに、まちなかの回遊性を高め、都心のにぎわいを向上させる。	新規	P 9 9
サテライトイストオフィス誘致事業	首都圏等のベンチャー企業が浜松でのビジネスを体験するための拠点とするため、「はままつトライアルオフィス」、「舞阪サテライトイストオフィス」を運営するとともに、新たに中山間地域におけるトライアルオフィスを整備する。	継続	P 1 0 7
デステイネーションキャンペーン推進事業	平成31年4月～6月に実施する静岡デスタイルステイネーションキャンペーン（JRグループが地方自治体や観光団体等と協力して進める全国からのおもてなしの観光チャンペーン）を通じて、全国最大の観光チャンペーン（JRグループが地方自治体や観光団体等と協力して進める全国からのおもてなしの観光チャンペーン）を通じて、全国からのおもてなしの観光客を促進する。	継続	P 1 1 4
「いだてん」プロジェクト推進事業	2019年大河ドラマ「いだてん」を活用し、主人公の1人である田畠政氏の出身地として田畠氏の功績を顕彰しつつ、観光誘客や地域振興等につなげる。	新規	P 1 1 5
シティプロモーション事業	多彩な魅力の発信による都市のブランドイングを通じて、交流人口の拡大、移住・定住の促進、產品等の販路拡大、文化振興や企業誘致等、地方創生につなげる。	継続	P 1 1 7
道路・街路・河川事業	道路及び河川の老朽化対策、適正な維持管理、近年頻発する自然災害への対策を確実に実施するとともに、拠点間ネットワークに資する道路及び河川の整備を実施することにより、市民の安全・安心・快適な生活基盤づくりを進める。	継続	P 1 2 3
交通事故ワースト1脱出事業	交通事故発生件数が多く、かつ重大事故に繋がる危険性の高い交差点における交通事故未然防止策や、区画線の修繕及び緊急性の高い通学路の安全対策を実施することにより、交通事故ワースト1からの脱出を図る。	継続	P 1 2 6

	内 容	新規・継続等の別	平成31年度 当初予算案の主要 事業掲載ページ
鉄道駅バリアフリー化設備整備費助成事業	交通事業者の鉄道駅バリア化を支援するため国と協調した助成を実施し、鉄道利用者の安全性・利便性の向上を図る。 中区：遠州病院駅	継続	P 1 3 6
旭・板屋A地区第一種市街地再開発支援事業	JR浜松駅北口に近接する立地を活かし、政令指定都市として個性と風格ある「浜松の顔」を創出するため、市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高機能の更新を図り、多様な都市機能を持つ拠点を持つ拠点を整備し、中心市街地の活性化に寄与する。	継続	P 1 3 7
常盤町西街区優良建築物等整備支援事業	遠州鉄道の遠州病院駅前の立地を活かし、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく中心市街地共同住宅供給事業の認定を伴う優良建築物等整備事業により、土地利用の高度化、市街地環境の向上及び都心居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。	継続	P 1 3 8
浜松城公園長期整備構想推進事業	平成26年2月に策定・公表した浜松城公園長期整備構想に基づき、埋蔵文化財包蔵地である元城小学校跡地について遺構調査を行い、遺構の保存、活用、整備手法を考慮した公園づくりを検討する。	新規	P 1 4 4
浜松第9分団庁舎移転改築事業	有償借地上に建設され、耐震性の劣る浜松第9分団庁舎を移転改築し、既存施設を解体撤去のうえ、借地を返還する。	新規	P 1 5 4
学校建設事業一覧	児童・生徒の安全の確保及び良好な学習環境を提供するため、市立小中学校の建設・改修を計画的に進めます。 中区：船越小、泉小	継続	P 1 6 6
小中学校空調設備整備事業	市内の小中学校の普通教室に空調設備を整備し、教育環境の改善を図る。	新規	P 1 6 7
浜松医療センター整備事業 (病院事業会計)	「安全・安心な、地域に信頼される病院」を基本理念に、築後40年以上経過した浜松医療センターを新たに整備し、医療機能の充実を図る。	継続	P 1 7 5

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件名	附属機関の委員の任期の見直しについて
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<p>見直しの理由</p> <p>(1) 諮問に対する協議・調査審議の充実 同一委員の在任期間の延長により、多様な人材の活用を図りつつ、より充実した協議や調査審議が可能となる。</p> <p>(2) 委員の推薦を依頼する団体の選任負担の軽減 必要な専門性を持つ者が少ない分野において、委員の推薦をいただく団体の選任に係る事務負担等が軽減される。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>附属機関の委員の任期の原則を、「2年」から「3年を限度」(「2任期又は4年」から「2任期又は6年」)に延長する。</p> <p>なお、現在委嘱中の委員については、委嘱状どおりの任期となる。</p>
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	市議会2月定例会上程
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成31年2月14日提出

第1回市議会定例会議案

浜 松 市

第 56 号 議 案
平成31年 2月14日提 出

附属機関の委員の任期の見直しのための関係条例の整備等に関する条例の制定について

附属機関の委員の任期の見直しのための関係条例の整備等に関する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康友

附属機関の委員の任期の見直しのための関係条例の整備等に関する条例

(浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(区協議会委員の任期)</p> <p>第7条 区協議会委員の任期は、<u>2年</u>とする。 ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(区協議会委員の任期)</p> <p>第7条 区協議会委員の任期は、<u>3年</u>とする。 ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市防災会議条例の一部改正)

第2条 浜松市防災会議条例（昭和37年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会長及び委員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第5項第6号の委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第5項第6号の委員の任期は、<u>3年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市外国人市民共生審議会条例の一部改正)

第3条 浜松市外国人市民共生審議会条例（平成20年浜松市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員の任期は、<u>3年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす</p>

(以下、附則前まで略)

改正する。

改正前	改正後
(任期) 第47条 委員の任期は、 <u>2年</u> とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 (略)	(任期) 第47条 委員の任期は、 <u>3年</u> とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第23条中浜松市行政不服審査条例別表の改正 平成31年7月1日
 - (2) 第8条、第22条、第24条、第26条、第37条及び第38条並びに附則第3項の規定 平成31年9月1日
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建

築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

3 第8条、第22条、第24条、第26条、第37条及び第38条の規定による改正後の浜松市社会福祉審議会条例第3条第2項、浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例第5条、浜松市ユニバーサルデザイン条例第20条、浜松市男女共同参画推進条例第19条、浜松市博物館条例第19条第3項及び浜松市文化財保護条例第47条第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に任命され、又は委嘱される委員の任期について適用し、同日前に任命され、又は委嘱された委員の任期については、なお従前の例による。

平成31年 2月14日提出
第1回市議会定例会

議案の参考資料

浜松市

第 50 号議案 浜松市弁天島海浜公園・渚園条例及び浜松市舞阪駐車場条例の一部改正について

この条例は、浜松市弁天島海浜公園及び浜松市弁天島海浜公園駐車場を廃止するものであります。

第 51 号議案 浜松市土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正について

この条例は、土地改良法の一部改正に伴い、緊急耐震工事計画に係る賦課金を徴収する場合の手続について定めるほか、引用条項の整理を行うものであります。

第 52 号議案 浜松市都市公園条例の一部改正について

この条例は、遠州灘海浜公園に江之島ビーチコートを新設し、指定管理者制度を導入するほか、所要の整備を行うものであります。

第 53 号議案 浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

この条例は、地区計画の変更に伴い、浜北新都市地区整備計画区域、西美園西地区整備計画区域及び中瀬南部地区整備計画区域における建築物の制限について見直しを行うものであります。

第 54 号議案 浜松市水道事業給水条例及び浜松市下水道条例の一部改正について

この条例は、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、水道料金及び加入金並びに下水道の使用料及び利用料金の改定を行うものであります。

第 55 号議案 浜松市学童等災害共済条例の一部改正について

この条例は、学童等災害共済の会費を引き下げるとともに、障害見舞金の支給対象を拡大するほか、所要の整備を行うものであります。

第 56 号議案 附属機関の委員の任期の見直しのための関係条例の整備等に関する条例の制定について

この条例は、附属機関の委員の任期を2年から3年に延長するため、関係条例の規定の整備を行うほか、所要の整備を行うものであります。

第 57 号議案 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

この条例は、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料、利用料金、手数料等の改定を行うものであります。

第 58 号議案 浜松市精神医療審査会の委員の任期を定める条例の制定について

平成 31 年

第 1 回 市議会定例会

議案の説明資料

(第 56 号議案の説明資料)

政策法務課

附属機関の委員の任期の見直しのための関係条例の整備等に関する条例の制定について

(提案理由)

浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針で定める附属機関の委員の任期の見直しに伴い、委員の任期の延長及び所要の整備を行うため、関連する条例を一括して改正する条例を制定するものです。

(改正内容)

1 委員の任期の延長

- ・対象条例 38 条例
- ・改正内容 委員の任期を 2 年から 3 年へ延長

2 引用字句の整理

- ・対象条例 浜松市行政不服審査条例
- ・改正内容 工業標準化法の一部改正により、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められることに伴い、引用字句の整理を行うもの

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 ただし、次に係る規定は、それぞれ定める日から施行するものです。
 - (1) 工業標準化法の一部改正に係る規定 平成 31 年 7 月 1 日
 - (2) 浜松市社会福祉審議会条例、浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例、浜松市ユニバーサルデザイン条例、浜松市男女共同参画推進条例、浜松市博物館条例及び浜松市文化財保護条例に係る規定 平成 31 年 9 月 1 日
- 3 施行日前に、旧条例の規定により在職する附属機関の委員の任期は、その任期中に限り、旧条例の規定を適用するものです。

改正条例一覧

No.	条例名	附属機関の名称
1	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例	中区協議会
		東区協議会
		西区協議会
		南区協議会
		北区協議会
		浜北区協議会
		天竜区協議会
2	浜松市防災会議条例	浜松市防災会議
3	浜松市外国人市民共生審議会条例	浜松市外国人市民共生審議会
4	浜松市行政区画等審議会条例	浜松市行政区画等審議会
5	浜松市入札監視委員会条例	浜松市入札監視委員会
6	浜松市スポーツ推進審議会条例	浜松市スポーツ推進審議会
7	浜松市立図書館協議会条例	浜松市立図書館協議会
8	浜松市社会福祉審議会条例	浜松市社会福祉審議会
9	浜松市人権施策推進審議会条例	浜松市人権施策推進審議会
10	浜松市障害者施策推進協議会条例	浜松市障害者施策推進協議会
11	浜松市精神保健福祉審議会条例	浜松市精神保健福祉審議会
12	浜松市保健医療審議会条例	浜松市保健医療審議会
13	浜松市母子保健推進会議条例	浜松市母子保健推進会議
14	浜松市感染症診査協議会条例	浜松市感染症診査協議会
15	浜松市労働教育協議会条例	浜松市労働教育協議会
16	浜松市大規模小売店舗立地審議会条例	浜松市大規模小売店舗立地審議会
17	浜松市都市計画審議会条例	浜松市都市計画審議会
18	浜松市土地利用審査会条例	浜松市土地利用審査会
19	浜松市開発審査会条例	浜松市開発審査会
20	浜松市景観審議会条例	浜松市景観審議会
21	浜松市建築審査会条例	浜松市建築審査会
22	浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例	浜松市情報公開・個人情報保護委員会
23	浜松市行政不服審査条例	浜松市行政不服審査会
24	浜松市ユニバーサルデザイン条例	浜松市ユニバーサルデザイン審議会
25	浜松市市民協働推進条例	浜松市市民協働推進委員会

No.	条例名	附属機関の名称
26	浜松市男女共同参画推進条例	浜松市男女共同参画審議会
27	浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例	浜松市公務災害補償等審査会
		浜松市公務災害補償等認定委員会
28	浜松市歯科口腔保健推進条例	浜松市歯科保健推進会議
29	浜松市環境基本条例	浜松市環境審議会
30	浜松市環境影響評価条例	浜松市環境影響評価審査会
31	浜松市における地域特性に即した商業集積の 実現によるまちづくりの推進に関する条例	浜松市商業集積審議会
32	浜松市中央卸売市場業務条例	浜松市中央卸売市場開設運営協議会
		浜松市中央卸売市場水産物部市場取 引委員会
		浜松市中央卸売市場青果部市場取引 委員会
33	浜松市地方卸売市場業務条例	浜松市地方卸売市場取引委員会
34	浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防 及び調整に関する条例	浜松市建築紛争調停委員会
35	浜松市営住宅条例	浜松市営住宅管理運営委員会
36	浜松市社会教育委員条例	浜松市社会教育委員会
37	浜松市博物館条例	浜松市博物館協議会
38	浜松市文化財保護条例	浜松市文化財保護審議会